

## 明治16年～19年 「おふでさき」擲筆後の教祖伝

天理教では教祖90(1798-1887)年の生涯のうち、立教(天保9年.1838)後を「50年のひながた」として特別の意味を持たせています。その50年のうち、はじめの25年間の動きを伝える資料はあまりありません。やっと文久3(1863)年頃から、その活動を知ることが出来る資料が残されてきます。また、明治2(1869)年から同15年までは教祖の直筆である「おふでさき」が書かれ、その思いを直接知ることができます。しかし、15年に「おふでさき」十七号でその筆を擲かれた以後は、教祖が「おやしき」の動きをどのように捉えていたのかを知る資料はありません。

明治15年以降は教祖が警察に引致され拘留されることが多くなり、また、布教が出来るように信者たちが政府の公認を受けようとする活動が活発になっていきます。そのような動きを教祖はどのように見ていたのか、知りたいところです。

同15年以降の動きも伝える『稿本天理教教祖伝』(以後『稿本』と表記)には「教祖の言葉」も出てきますが、その言葉はどのように記録されたのか、また、どこまで信用できるものなのか。

今回は、その点も含めて、明治15年以降の「ひながた」について『稿本』の記述の出典を調べてみました。

### おふでさきの終結号としての第十七号

第十七号は、表紙には執筆年号は記入されてゐないが、三八のおうたを裏付ける史実（明治十五年陽曆五月十二日）よりして、明治十五年の執筆と推定さる。／ 内容は十枚七十五首で、専らかんろふだい一条に就いて述べられた号である。この事は、つとめを急き込まれ、その性質、意義、模様などを語り来られたおふでさきの終結号としての第十七号を思ふとき、その結語にふさはしい内容であり かんろふだいのちばの過去に於ける理を説き（六）、将来の意義を説き（三、八）、以てつとめの意義性格を、より明確にされてゐる。／ 尚、最終歌がその詩調を異にしてゐる事（七三、七五）、及び『一れつ心しやんたのむ』（七五）と、『思案』及び『たのむ』の句に終つてゐる事は、おふでさき研究上、注意思考を要するものである事を指示しておく。【『続ひとことはなし』P219. 中山正善. 1951】

十七号38. それをばななにもしらさるこ共にな とりはらハれたこのさねんわなーの史実  
二段まで出来ていたかんろだいを明治15年5月12日警察が来て、没収して行ったこと。（『おふでさき註釈』）

# 明治15年の動き－轉輪王講社の終焉

転輪王講社副社長だった秀司が明治14年4月8日に亡くなります。秀司の長男音次郎はこの時20歳を過ぎていました。しかし、秀司の妻まつゑは同6月に音次郎を勾田村村田家に養子に出します。そして同7月11日にはまつゑが転輪王講社副社長になり、同9月22日に教祖の次女はるが嫁いだ梶本家の次男新治郎が15歳で中山家に入籍し、同氏は翌15年9月21日に中山家の家督を相続します。

教祖は15年10月12日(陰暦9月1日)から毎日づとめを弟子たちに行わせ、10月27日に警察が来て神前の物を撤去し、教祖は奈良監獄に拘留され、帰宅した翌日にはまつゑは亡くなっています。12月になって地福寺から人が来て、転輪王講社の物一切が持ち出されて、地福寺との関係は此処で終了します。

明治15年		
明治15.5.12(陰3.25)	奈良警察、甘露台石2段他を没収。『稿本』はこれを機に「おふでさき」は十七号75で結ばれたとする。	稿本P235、没収目録全文有。目録の出典は「ひらがな本」P251。
〃15.9.21	中山新治郎(真之亮)、中山家の家督を相続。	中山家への入籍は、14年9月22日。
〃15.10.12(陰9.1)	10.26(陰9.15)まで毎日づとめ。教祖の言葉有。	稿本P240。
〃15.10.27(陰9.16)	奈良警察が来て神前の物を撤去した。	稿本P242。『改訂正文遺韻』P67に記述有。
〃15.10.29(陰9.18)	教祖、奈良監獄に11.09(陰9.29)まで拘留。	稿本P242。「ひらがな本」P259。
〃15.11.9(陰9.29)	蒸風呂廃業。宿屋は同11.14に廃業。	
〃15.11.10(陰9.30)	まつゑ、亡くなる(32歳)。	稿本P245、教祖拘留中の死亡説あり(櫻本資料675)
〃15.12.14	「差入申證券」にて地福寺との関係終了	稿本P247、稿本注2に「申證券」全文有、20稿にはない。

## 十七号

68. 月日にハセかいぢううハみなハが子 かハイトばいをもていれども 69. それしらすみな一れつハめへ／＼に ほこりばかりをしやんしている  
70. この心神のざんねんをもてくれ どふむなんともゆうにゆハれん 71. いまゝでのよふなる事ハゆハんでな これからさきハさとりばかりや  
72. このさきハなにをゆうやらしれんでな どふぞしかりしやんしてくれ 73. さと／＼たをと／＼びよさま／＼  
74. このはなしいづたてやいてたならば なにトついてもみなこのとふり 75. これをはな一れつ心しやんたのむで

「ひらがな本」—中山新治郎作「教祖様御伝」(明治40年)のこと、「かな」が主に「ひらがな」で書かれていることからこの名があります。「カタカナ本」は同「稿本教祖様御伝」(明治31年)のこと、「かな」が主に「カタカナ」で表記されています。どちらも『復元33号』に写真版で収録されています。

明治15年陰暦9月1日から始められたとめは同15日まで続けられ、翌16日に警察の手で、神前のものが撤去されました。このとき、曼荼羅、木像(仏像)は残された(『改訂正文遺韻』P67)ようです。その理由はそれらが転輪王講社が持ち込んだもので純粹に仏教的なものであり、教祖の活動とは関係がないとされたからでしょうか。

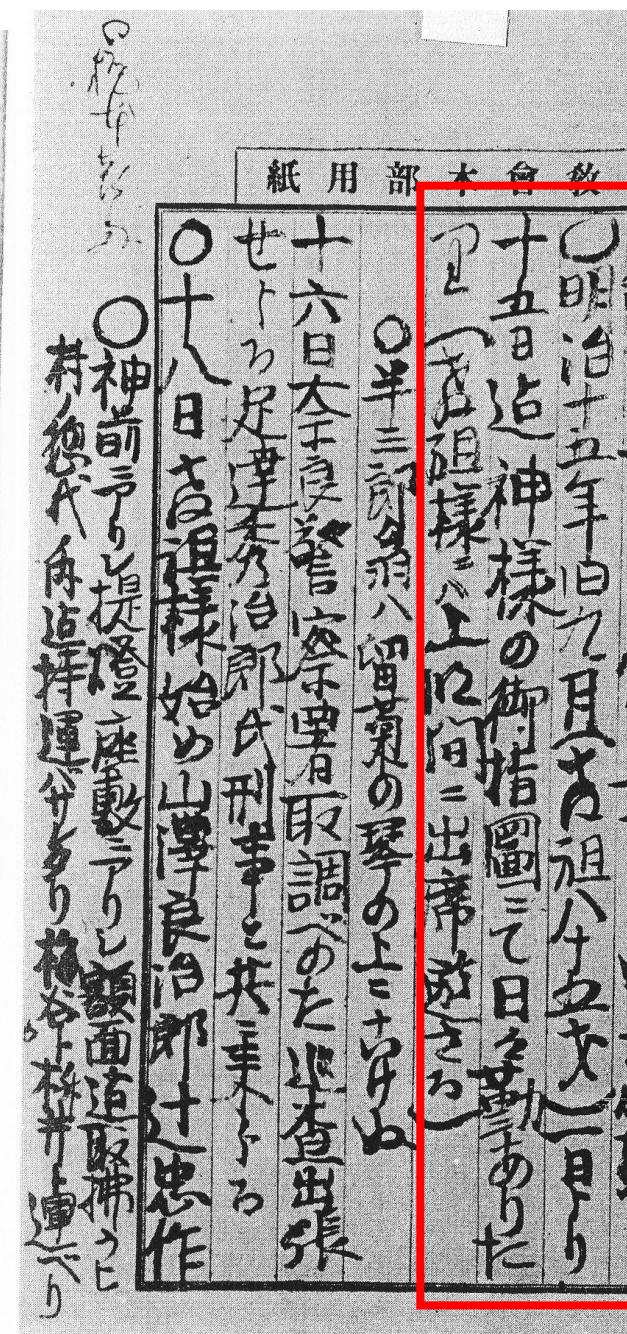
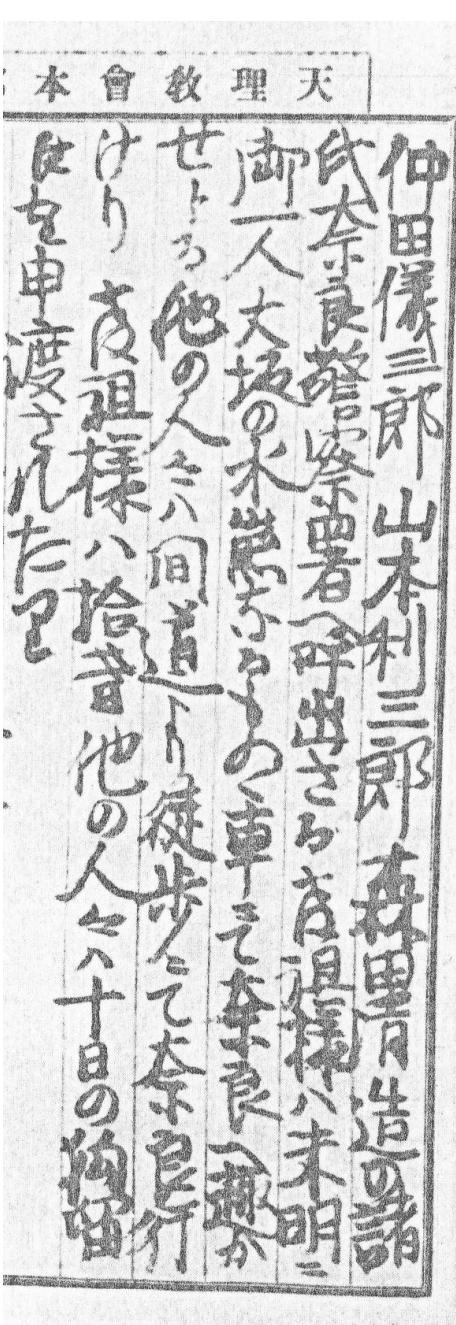
下の文中には教祖の言葉が出ています。このことばは「ひらがな本」「カタカナ本」ではなく、「屋敷の中／＼むさくるしいてならん／＼」は『正文遺韻』にあります。「さあ海越え山越え／＼／＼」は伝承としてあったものではなく、『稿本』作成時に創作された可能性があります。

かんろだいの石取払い以後、官憲の圧迫は尚も強化される一方であったが、それには少しの頓着もなく、教祖は、依然としてたゞ一条に、たすけづとめを急込まれ、教祖自ら北の上段の間にお出ましの上、毎日々々つとめが行われた。／ この頃、大阪府泉北郡で、信仰の浅い信者達の間に、我孫子事件が起って、警察沙汰となつた。／ 当時お屋敷では、人々が大そう心配して、教祖の思召を伺うと、／ 「さあ海越え山越え／＼／＼、あっちもこっちも天理王命、響き渡るで響き渡るで。」／との事であった。これを聞いて、一同は辛うじて愁眉を開いた。

更に、陰暦九月九日、節句の夜に、大阪で泉田藤吉が、熱心のあまり警官を相手に激論した。この夜同時刻に、／ 「さあ／＼屋敷の中／＼むさくるしいてならん／＼。すっきり神が取払うで／＼、さあ十分六だい何にも言ふ事ない。十分八方広がる程に、さあこの所より下へも下りぬもの、何時何処は神がつれて出るや知れんで。」／と、仰せられた。／ 人々は、このように毎日おつとめをして居ても、よくもまあ、引張りに来ぬ事や、と、思っていたが、この両事件が痛く警察を刺激して、大阪府から奈良警察署へ指令が来た。／ お屋敷では、十月二十六日(陰暦九月十五日)のおつとめの際、ふとした機みで、つとめ人衆の一人前川半三郎が、辻とめきくの琴の上に躓いて倒れ、山本利三郎は、お供えの餅米を間違えて飯に炊いた。人々は、何となく、変わった事が起らねばよいがなあ、と思って居た処、翌二十七日(陰暦九月十六日)、奈良警察署から、警官が、村の安達秀治郎を同行して取調べに来た。／ この時、曼陀羅をはじめ、祭祀用具一切から、神前にあった提灯や、座敷にかけてあった額まで取り払うて、村総代の所へ運ばせた。居合わせた人々は、梶本、梅谷、喜多、榎井等である。／ 翌々日、即ち、十月二十九日(陰暦九月十八日)、教祖初め、山沢良治郎、辻忠作、仲田儀三郎、山本利三郎、森田清蔵を、奈良警察署へ呼び出した。その日未明、教祖お一人は、大阪の水熊の人力車に乗つて、他の五名の人々は、間道を歩いて奈良へ行かれた。／ さて、警察署では、教祖初め一同の人々は、拘留の申渡しを受けられた。お迎えに行った眞之亮初め多数の人々が、警察署の門前で待つて居ると、やがて、御一行は巡査に付き添われて北の方へ行かれるので、隋いて行くと、そのまま監獄署の門を入られた。【『稿本』P240】

『稿本』P240記述のもとである「ひらがな本」と『正文遺韻』の該当部分です。『正文遺韻』のほうに教祖の言葉が出ています。

この九月九日節句の夜、大阪に於て、泉田さんが議論をなされた時刻に、お屋敷におきましては、神様のお話がござりまして、／『さあ／＼、屋敷の中／＼、むさくるしいてならん。すっきり、神がとり払ふで／＼。さあ十分、六だい、何にも云ふ事ない、十分八方ひろがるほどに、さあ、このところより下へもおりぬもの、などき何処へ神がつれててるやしれん』と、お聞かせ被下ましたが、どういふ事になるか、人間ではわかりませんから、聞きながしにして、そのまま日々つとめを致して居りましたのでござりますが、十六日の事が起りましたに就きまして、『ほんになる程、九日の夜のおさしづは、この事やつたかいな。十分六台と仰せられたは、十六日の事かいな。六台はほんにはじまりや、十六日の事が起ると云ふ事を、おはなしあつたのやなあ』とをさまりをつけ、咄しやつたと、云ふ事でござります。／ 註 御指図 明治十五年十月廿日旧九月九日（樹井先生に承る）／ 就ては『何も云ふ事ない』と仰有るはよいが、『十分ひろがる』と仰せらるるも結構やが、『此所より下へもおりぬもの、何時何処へつれて出るや知れん』と聞かせられたは、また是は拘引になるのであらうかと、ひそかに、取次の先生方は、御心をいためておいで遊ばしたのでござります。／ ところで、神様の仰有る通り、十七日はなんにもいふ事なかつたが、その夜の、十時過ぎになりますと、果せるかな、召喚状がまゐりましてござります。【『改訂正文遺韻（復刻版）』P72】



## 明治15年12月のおやしき

『稿本』が「他に詰めて居た人々」として記す名前は「ひらがな本」では貼紙で追加されています。

「真之亮の手記」というのは「ひらがな本」のP269に書かれているものです。

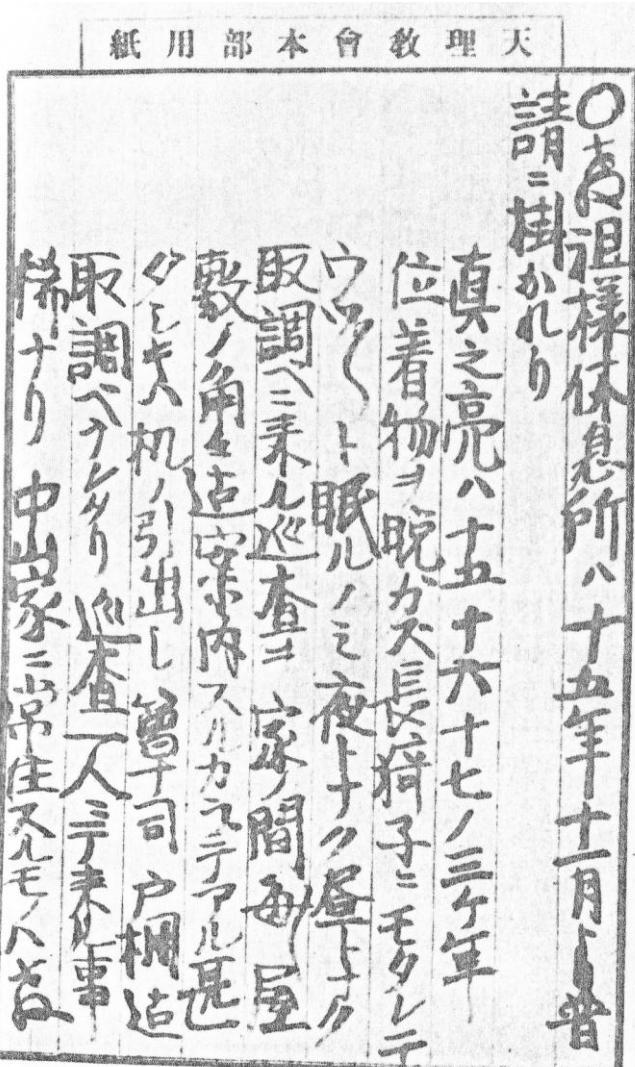
『稿本』では未成年であった「真之亮」がいかに重要な役割を担っていたかが強調されています。

当時（※明治15年暮）、お屋敷に常住して居たのは、教祖、眞之亮、たまへ、ひさで、他に詰めて居た人々は、仲田、山本、高井、宮森、榎井、辻、山沢、飯降、梶本、梅谷、喜多等であった。……

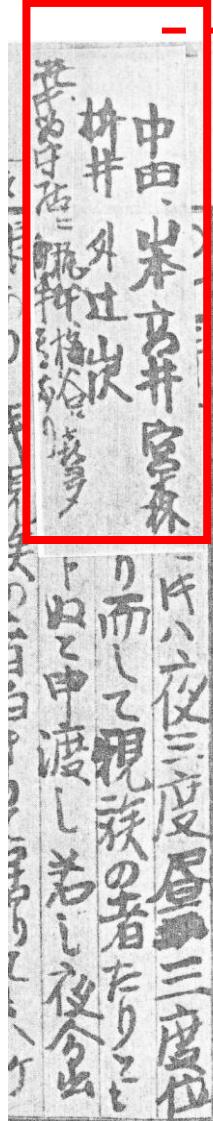
眞之亮の手記に、

○此時分、多きトキハ夜三度昼三度位  
巡查の出張あり。而して、…………  
と、眞之亮は、當時、お屋敷に在住して  
居た家族中、たゞ一人の男子で、同時に  
戸主でもあったから、十七歳から十九歳  
に亘る若い年輩ながら、一切の責任者と  
して、その巡查達と応対したのである。

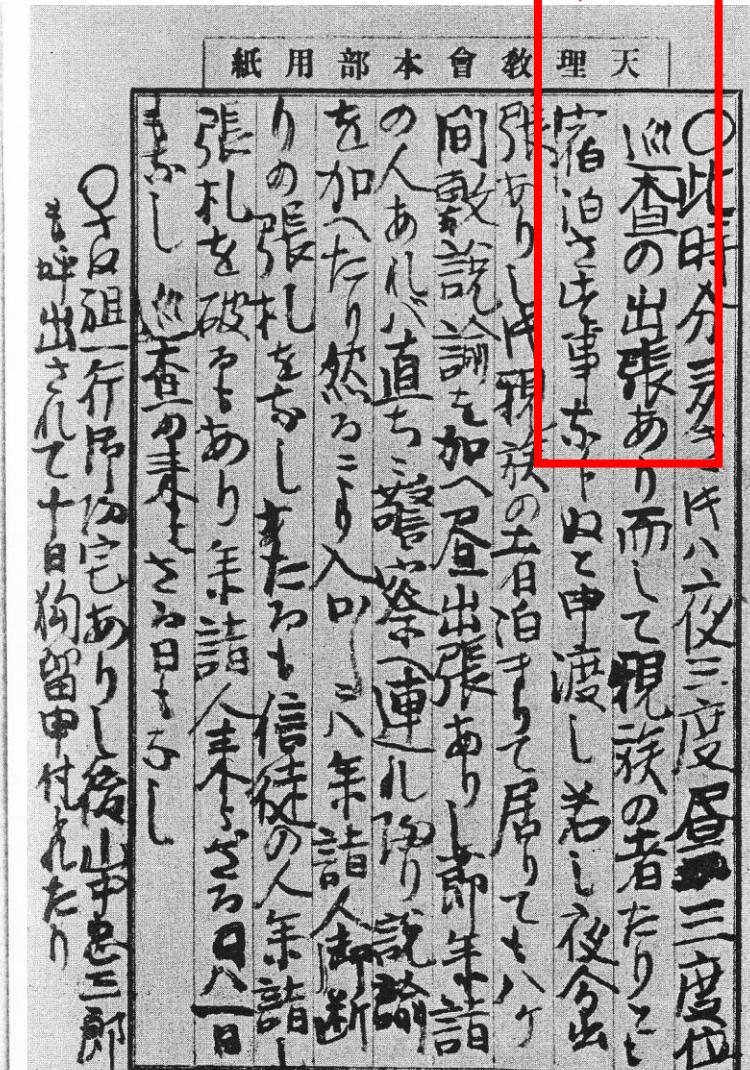
〔『稿本』P247〕



『復元33号』 P269.



『復元33号』 P267. 左側は貼紙で加筆されている状態。



この部分に貼紙されている。

明治15年11月10日に秀司の妻まつゑが亡くなっています。下の文は高安大教会から分離した南大教会役員で天理教史の研究をしていた松谷武一氏が書いたまつゑに関するものです。まつゑに対してかなり好意的に書かれていますが、ここでは松谷氏の個人的な感情があまり入っていない部分を引用しました。

松村栄治郎はまつゑの姉さくの夫で、高安大教会初代会長松村吉太郎の父です。

教祖がまつゑに対して発した最後の言葉として「松技此屋敷は神さんの云われる通りにしたらゑいのやで」と書かれています。

明治十五年(1882年)秋の松村栄治郎日誌をよんで行くと、九月十三日の分に、／ 「天輪様より使参る。帰す」／ と書かれている。そして、翌九月十四日に、／ 「極早朝より山徳人力にて大和天輪様へ行く。松津江の一條につき、前川ならびに平等寺母と種々談あり。しそ二本持參す。午後、柏原利八親入來あり。こんゑんと(金米糖・著者)到来あり。夕方に帰宅す」／ と述べられている。日誌には、九月十三日のお屋敷からの使者の氏名も用向きも書かれていませんし、九月十四日の「松津江の一條」も病気とは述べられていない。「稿本教祖伝」照合すると、その八日後の九月二十二日にまつゑから初代真柱へ家督の相続がなされているから、お屋敷へ前川家、小東家、松村家の三親族が寄ったというのは、その家督相続の相談であったかもしれない。

お屋敷では、十月十二日から十月二十六日まで教祖自ら北の上段の間にお出ましの上毎日毎日おつとめが行なわれた。その最後の日である十月二十六日の松村栄治郎日誌に、／ 「極早朝、和姫三鳶村より兩人づれにて入來あり。しかるところ松ゑ殿病氣ノ由申し來りいづれ近日參上候事を申候」／ と、まつゑ身上のことが明示された。極早朝に使者が松村宅につくためには、お屋敷を夜明けまえに出なければならない。その日も、まだおつとめがあるというのに、前夜中にお屋敷を立つという使者の動きは、まつゑの病気がすでに重いことを物語っている。私は、まつゑは毎日づとめの十五日間すでに臨終の床に横たわっていたと思う。

十月二十七日、奈良警察署から警官が来て取り調べ、十月二十九日、教祖はじめ、山澤良助、辻忠作、仲田佐右衛門、山本利三郎、森田清蔵らが奈良監獄署に拘留された。／ 梅谷四郎兵衛の話を筆記した「船場之起源」をみると、そのときのこととして、「巡查と探偵と足立方へ來たり。だん／＼調べる。世話する人是よりないかといふ。先生方奈良へつれてゆかる。教祖より前に也。教祖様は御一人で人力車上で御越になる。此車は大阪から信者の乗り来りし車也。此時新造様せひ一生の時也。教祖様御出立の際に仰には、松技此屋敷は神さんの云われる通りにしたらゑいのやでと」／ とある(「梅谷文書」再版68-69頁)。♪

教祖の最後の言葉は直近のことに限定すれば、秀司の子音次郎を、教祖は反対しているのに、養子に出してしまったことについて云われたと考えられます。松谷氏もそのように解釈しています。

教祖はそのまま奈良へお立ちになり、十二日間の拘留をおえてお帰りになった翌日にまつゑは出直したから、このおさとしは、この世で最後のお仕込みになったわけである。／夫秀司が教祖の反対を押し切って、命がけでのぼっていったあの芋蒸峠の危険な道を、亡き人のあとをわれもまたあゆもうとしたまつゑの心情というものは、一面、夫の庶子を何とかして自立させたい一念から、

### こしらゑをやるのハしばしまちてくれ とろみづなかいはめるごとくや 十六 73

という思召をも省みないで、婿養子のこしらえをしてしまった大胆さにも通じている。だが義理人情の世界には美談として通ることでも、もとより神一條の理のせかいには通じるものではない。死の床で聞く教祖のお言葉はまつゑの心を根こそぎゆりうごかし、清らかなさんげに包まれて、まつゑは出直しの日を迎えたにちがいないと私は信じたいのである。…………

最後に、文献史料にある中山まつゑの逸事について考察しよう。諸井政一遺稿「改訂正文遺韻」をとりあげてみたい。まず第一に検討史料としたいのは、つぎの一文である。／「この御方は、きる一方の御魂の因縁でありますから、御教祖様のおそばに、日夜おつかへ申す中に、兎角御教祖様と、よりくる信者との間を、きる様な事になされまして、それゆゑ、信者もよほど熱心でなければ、信心がつゞきませなんだわけで、乃ち神様が、真実の深いものと、ないものとを、よりわけなさる一つの道具に御引寄せ被遊たるものと、古い先生のお話でござります」（同書、51頁）。／この話のつづきには、さらに、まつゑ出直しについて、／「最早神様のお話に、『よう／＼、金と、銀と、なまりと、しよふもないかねとふきわけた』と、仰せられし通りで、真実と不真実のものと、よりわけが出来ましたから、そこでお引取りに成ったわけかと、乍恐思はして頂きますが、しかし、どうもえらい合図たてあひでござります」／と述べている（同書、83頁）。

第二の検討史料として、飯降伊藏のお屋敷への入り込みについての話がある。教祖は、／「**道具も何も一切、屋敷の物を使へばよいから、何も持って来るに及ばぬ**」と仰せられたので、諸道具を処分して、わずかの日用品だけもって入り込んだところ、

「秀司先生の未亡人まちゑ（ママ）様は、厳しきいたでをなされて、何一つお貸し下さらず、火鉢をかりても、ふとんをかりても、皆損料かしにて、すべて神様より聞いた事と違ふにより、なか／＼の困難にて、又折々夫が為、不足心を起す事も多かりしと」／と語り伝えている（同書、113—4頁）。

なお、そのほかに若干の聞書もあるが、断片的な前生談はここにはとりあげない。

さて、この二つの話は、まつゑがとても冷厳な性格で、人々がいかに不足しようとも、信心から離れようとも、切る一方の働きしかしなかったという判断で一貫している。【『先人の面影』P55. 松谷武一. 天理教青年会本部. 1981】

## 『新宗教』と安江明編『おふでさき』のまつゑ像

『新宗教』に本席の子供、飯降政甚の話としてまつゑが亡くなった時の状況が書かれています。安江明編『おふでさき』には、十六号73の註としてまつゑに関することが出ています。ここに「秀司氏御帰霊後松枝氏良助氏ニ通ジ」とあります。一説にまつゑは夫の秀司が亡くなった後に妊娠したという話があって、その相手は教祖の兄、前川杏助の子、光造(半七)だと言われていますが、「松枝氏良助氏ニ通ジ」とあるところから山澤良助であったかもしれません。夫の秀司亡き後、まつゑが頼れるのは良助しかいなかつたのではないかでしょうか。ただ、妊娠したという話自体がどこまで信用できるのか疑問にも感じます。

「腹が膨れて口からは泡」という状況は、腸閉塞、腹水などの症状ではないかという意見もあります。

### 『新宗教』(大平良平編集. 飯降政甚談. 大正5年1月号P113~118)

松枝さんのおかくれの時は子供心によく覚えて居りますが腹が膨れて口からは泡が始終出て居りました。亡くなつた時其の事を教祖様に申上ると御休息から中南ー松枝さんは中南で亡くなりましたーへお出でになり／「偉い溜めたな＼＼。何ンぼ溜めてもあかせんで」／と仰せになりました。其の時は私の未だ子供の時分でありますから／「偉い錢入れてあると云ふことですが彼れ切つたら偉い出るで」／と云つて母から偉い叱られたことを覚えて居ります。八つ位の頃は其んな馬鹿なこと考へてゐたと思ひます。

松枝さんが亡くなつてから一年も経たないうちに教祖様がお湯を使ってお居でになり姉が教祖様の背中を流して居りますとくづ屋葺きの屋根の廂の上に**鼬（いたち）**があつた。教祖は其れを見て／「アヽ松枝帰つてゐるぜ」と云はれたと云ふことを聞いて居ります。／「彼女は再び人間界に出さんが此処より何処へもやらん。屋敷の中に置く」／と仰せられたといふことですが成る程屋敷の中に居ります。私等子供の時は松枝さんを姉さん＼＼と云つて居ましたが其の鼬にあふと／「アヽ姉さん＼＼姉さん居るで」／と云ふと今の夫人様　其の頃はいと（お嬢さん）＼＼と云つてゐましたが／「甚さん又た彼んなことを云つて私をいちめる」／と云つて泣かれたことを覚えて居ります。

### 安江明編『おふでさき』十六号73の註(P248). 1925

《 音二郎ヲ丹波市ノ田甚ノ隠居へ松枝氏タンス二差田地三反八畝金一百持参シテ縁付カセントセラレシヲ以テ教祖之ヲ止ム音二郎氏之ヲ用ス遂ニ縁付一年ヲ経ザルニ没落セリ秀司氏御帰霊後松枝氏良助氏ニ通ジ且ツ信仰者ノ参拝多力リシカバ奈良警察ヨリ教祖松枝、辻中田、良介、山本ノ六人ヲ招喚シ信仰ヲ止メントスル止マザルヲ察シ爾後コンクラベセント云ヒ一人宛ニ一圓二十五銭ノ過料ニ処セラレタリ (明治十五年二月末ノ頃) 後又神仏、混交ノ罰ニヨリ教祖中田、辻、良介山本利八、南畠清造、乙木、山中以上七人ヲ十日拘留ニ処セラレタリ (明治十五年初秋ノ頃) 此七人ノ監獄ノ門ヲ出デントスルヤ出違ニ本席入獄セラル本席十日拘留 右七人ノ出獄二日目ニ松枝氏帰霊セラレタリ》

十六号73. こしらゑをやるのハしばしまちてくれ  
とろみづなかいはめるごとくや

# 明治16年の動き－新治郎(真之亮)が戸主となり、鴻田忠三郎がその後見人となる

明治15年11月にまつゑが亡くなり、17歳の新治郎(真之亮)が戸主になります。まだ未成年であったことから、鴻田忠三郎が明治16年11月に正式にその後見人になっています。『先人素描』の記述には、「山澤良治郎が逝くなつた後、三年ほど初代真柱の後見役」とありますから、6月に山澤良治郎が亡くなつた後、すぐに良治郎が担つていた「真柱の後見役」を鴻田が引き継いだようです。

鴻田は明治十六年、山澤良治郎が逝くなつた後、三年ほど初代真柱の後見役をし、明治十九年の暮に東京へ教会設置を願いに行つたこともあり、明治二十一年教会設置とともに会計兼派出係を命じられ、近府県の教会の修理巡教に廻りました。【『先人素描』P151. 道友社新書版. 高野友治. 初版1952】

明治16年		
〃 16.	3月諸井国三郎、5月清水与之助入信。	稿本P269
〃 16. 3. 15	鴻田忠三郎、大蔵省宛に建言書提出	稿本P252, 稿本註3に全文有。
〃 16. 3. 24(陰2. 16)	新治郎、分署に呼び出される(おふでさき筆写の件)。	稿本P253, 新治郎名「手続書」稿本本文中に有。
〃 16. 6. 1(陰4. 26)	警官出張、その不在中参詣者有として手続書提出。	稿本P256、稿本本文中に「手続書」有。
〃 16. 6. 19	山澤良治郎、亡くなる(53歳)。	稿本に記載なし。
〃 16. 8. 15(陰7. 13)	三島村で雨乞いづとめを実施。	稿本P258, 『ひとことはなし』P201に詳しい。
〃 16. 10. 16(陰9. 16)	教祖を尋問のため引致。	稿本P265、「ひらがな本」P311とほぼ同内容。
〃 16. 11. 4	鴻田忠三郎、中山新治郎の後見人になる。	稿本に記載なし。『復元37号』P302に資料。
〃 16. 11. 25(陰10. 26)	教祖、中南の門屋から御休息所に移る。	稿本P266, 教祖の言葉有, 『ひとことはなしその二』P116~120

ここでは「おふでさき」は焼却したことにして没収を免れた話が出ています。この部分の出典は「ひらがな本」と「カタカナ本」でほぼ同じ内容です。ただ「真之亮」について「カタカナ本」では「新治郎」であり、「ひらがな本」は「真之亮」です。その替わった理由について、一つは明治30年から40年の間に「亮」の使用が問題なくなったからと考えられます。もう一つは「真之亮」という名前そのものがこの間に創作されたのではないかということです。『正文遺韻』「帯屋許之始」にある教祖は「亀松様の死体をおだき遊ばして、『是は庄屋敷の真柱、真之助やで』と仰せられました」という話は同書が出版された昭和12年に挿入された可能性が高いのです。

明治十六年になると、警察は、人を寄せてはならぬ。と、一層厳しい圧迫を加えた。中でも、三月（陰暦二月）、六月（陰暦四月）、八月（陰暦七月）等のふしは、いずれも忘れ難い出来事である。

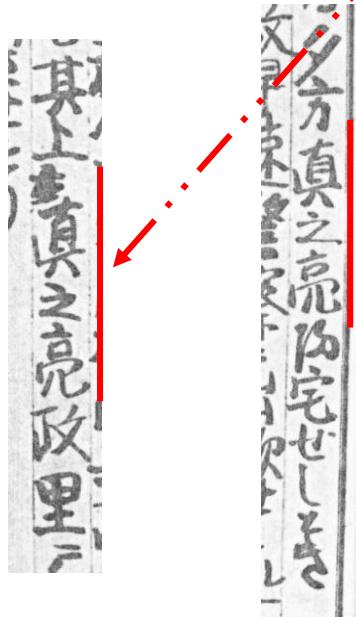
同年三月二十四日（陰暦二月十六日）、突然、一人の巡査が巡回にやって来た。その時偶々鴻田忠三郎が、入口の間でおふでさきを写して居り、他に泉田藤吉外数名の信者も居合わせた。／　巡査が言った。貴様達、何故来て居るか。と。参詣の人々は、私共は親神様のお陰で守護を頂いた者共で、お礼に参詣して参りました処、只今参詣はならぬと承わり、戻ろうと致して居ります。と答えた。／　次に、巡査が鴻田に対して、貴様は何して居る。と聞いた。鴻田は、私はこの家と懇意の者で、かね／＼老母の書かれたものがある聞いて居りました。農事通信委員でもありますから、その中に、良い事が書いてあらば、その筋へ上申しようと、借りて写して居ります。と答えた。実際、忠三郎は、既に三月十五日付を以て大蔵省宛に建言書を提出して居たのである。（註三）すると巡査は、戸主を呼べ。と言った。丁度、眞之亮は奈良裁判所へ出掛け留守であったので、その旨を答えると、戸主が帰ったら、この本と手続書とを持参して警察へ出頭せよ。と申せ。と言うて引き揚げて行った。帰ってこの事を聞いた眞之亮は、当惑した。ここでおふでさきを持って行って、没収でもされゝば、それ迄である。と気付いたので、おまさ等にも話して、どんな事があっても、この書きものを守り抜こうと決心した。そこで、その本はおまさ、おさとの二人が焼いたという事にして、手續書だけを持って、出頭した。

すると、蒔村署長は、鴻田の写して居た本を持参したか、と、問うたので、その本は、巡回の巡査が、そのようなものは焼いて了え、と申し付けられましたから、私の不在中、留守番して居りました、伯母おまさと、飯降おさとの両人で焼いて了いました。と答えると、署長の側に居た清水巡査が立ち上り、署長、家宅捜索に参りましょうか、と言った。眞之亮は冷やっとした。けれども、署長は、それに及ばぬ。と、つづいて、署長の問うには、お前方に来て居た人は、何処の者で、何と言う人か。と。これに対して、私は不在でしたので存じません。と答えると、自分の家に来て居る人々を知らぬと申すは、不都合ではないか。とて、眞之亮を、その夜留置した。そして、眞之亮、おまさ、おさとは皆、それ／＼手續書をとられた。【『稿本』P251】

「カタカナ本」「ひらがな本」の名前が異なる

「カタカナ本」が「新治郎」に  
対し、「ひらがな本」は「真之  
亮」になっています。

この部分については、「カタ  
カナ本」「ひらがな本」、ほぼ同  
内容です。



ひらがな本P275,277

主歸り次第此本ヲ持余シテ誓察セイサツ不出頭セ  
ヨト申セトテ歸る後戸主新治郎歸宅セシ  
け前記ノ次第故早速警察出頭セし處署  
長元六本日鴻田ガ寫し居リ申本ヲ持余セシカ  
戸主ノ名エ六其本ハ先刻巡回ナリレ巡査ガ具  
様ナルモノハ焼ヒテシエト申セラヒヨリ私レ留  
守中留守致し居リ外々松母政ト飯降里  
西人ニテ燒ヒテシエト名次今早未リ居  
主ニエルハ松久ハ存じセシ署長ノ云エルハ自今  
家ニ未リ居ル人等知フ又ト甲ス不都合ニ申事ハ  
ヒトテ新治郎一夜又置テ其上新治郎政

里事ノ手續書ヲ差出せり

テ筆先ヲ借用シテ寫し居リシテ处工信佳木  
名居合セリ巡査ニ至ルハ貴様等何ノ故  
未リ居レルヤセハ名ノ人乞フニハ私共ハ神ノ御  
陰ニ即ケテ戴キシテ余詣マツリテ余詣訪セモ处只今  
ハ余詣ナレ難キ由承コトリ帰ニト故ニ居リ三元  
ト名ナリ依テ種々説諭マツリテ加エテ歸ラシム亦鷺  
田問エルニ貴様ハ何ニ致し居ル私レハ此家ト  
娘心竟ノモノニ走母ノ書カレシモ有ルト聞ニ  
居リシ付私レハ農事通信委員ニヨリ良事アレバ  
其節エ申セレドテ借りテ寫し居リスルト名エリ  
巡査ノ曰ク戸主呼ベト其日不在ナリシヨリ其旨より名合フ巡査ノ日ク然ス戸

カタカナ本P68,71,72,75

21稿の一冊に手書きで「親神の思召が百姓第一のたすけである」ところから鴻田は大蔵省へ建言書を提出したが一ヵ月で返却された旨の事が書かれています。この建言書は「一日モ早ク万民ヲ助ケ農作増相成ヲ相弘ルニ於テ者是末代之普益相成」であるからと「おふでさき」と「十二下り」を添付して大蔵省に提出したというものです。

3月24日に玄関先で「おふでさき」を写していた鴻田忠三郎の行動としては大変理に適ったものではありますが「稿案」から『稿本』(22稿)になる最終過程で突然、全文が掲載されるというのも何か不思議な気がします。大正13年に出版された『鴻田忠三郎伝』にはこの建言書の件は一切出ていません。

この建言書全文は、『復元47号—史実校訂本下二』に出ています。「史実校訂本下二」は50年祭(1936—昭和11年)時に編集されています。

「鴻田忠三郎は、農事通信委員の立場から、親神の思召が百姓第一のたすけである点を強調して建言書を草し、おふでさき第〇〇及び第十号の一部、十二下りのお歌を〇(そ)えて三月十五日付大蔵省へ提出した。蓋(けだし)親神の思召を中央政府へ伸〇しようとの〇意からであった。しかしこの努力も空しく書類は約一ヶ月〇〇返却されて來た。」(〇は手書き文の為、判読不能)

【21稿の「十六年三月のふし」と欄外上段に記載がある頁に吹き出しの形で鉛筆書き、本文上段「十六年三月のふし」の横に「建言書」と鉛筆書きあり】

・・・・・明治15年12月19日帰和せられました。

### 第三章 天理教会本部設置運動

#### 一 人の尻を拭く心

翌明治16年5月山澤良助氏死亡と共に先生はその後を継いで本部の会計を御引き受けになり爾来明治21年増野正兵衛氏会計就任迄その責任者でありました。

明治16年8月26日夜御地場では警官が出張して・・・・

(『高弟列伝5 鴻田忠三郎』P32~33. 大正13年1月25日発行.  
辻豊彦編. 三才社)

幼年之時ヨリ農事ニ付種々穀物上品ヲ年々撰シ出シテ其上試験シテ作増シ相成ル種子ラ人々施候折柄御維新ニ相成然ル處大坂府ニ於テ政府之綿糖共進會ヲ御開キニ相成際元三大區中人撰ヲ以出張スル處則農事集談會ト相成ニ付而ハ會員ニ被任其砌ニ通信委員之儀被仰然ル處亦々東京ニ於テ第二博覽會之節モ農談會之時會員ニ被任畢テ其後新潟縣江勸農教員ニ被雇貳ヶ年相勤テ暇乞本國工歸國ス就中此度山邊郡三嶋村中山氏八十六歳之老母ニ珍シ助ケ有之ニ付如何ニ茂審議之事と察シ則剋限待テ月日自如何成ル病氣ト雖モ是迄之惡事ヲ懺悔シテ天道之教之道實と思ひ人の道ヲ不違シテ神ノ取次仰ニ隨ヒ政心ヲシテ願エ者何程之六ヶ鋪難病ニ而茂速ニ全快スルニ依テ只今ニ而ハ十六七ヶ國より日々參詣有之處大坂府ニ於テ天輪王命と云神者無キ者と何等之取調モ無クシテ人ヲ助ルヲ差留ニ相成居ル然ルト雖遠國より日々參詣者段々ト増ス斗尤旧幕之頃ニハ京都吉田殿より免モ有今差留メ相成時者神ノ立腹ハ漸意成ル事テナシ此儀如何成ル咎メモ難斗と申候者神ノ源ヲ尋ル月日ガ此度天輪王命ト顯テ珍シ助ヲ被成候哉ニ察シ如何ニ茂審議成ル神ノ御言ハ之写并筆先ヲ見ルニ是全人間之業ニテ者有間敷事右様之更人並ニテ者逆モ不云出来候更斗何等之更テモ勤一条者病氣ハ勿論百姓第一之助ケ芽出之札實ノリ札肥シ助ケ札蟲害除ケ札其他何ニよらず願ヒ道ハ何ニ不叶ト云更ニナシ此神之筆先ニモ有之通德川天下之亡ル更モ前年二假合ヒテ御嘶モ有之取次人者存シ居候其他異人杯モ来ル更モ前ノ如ク先ニ見得ル然ルト雖モ右始末之儀者皆更存し居候得共只今迄者御上ヲ恐テ詳ニ申上ル人者更ニナシ此度者私農事通信免モ有故一日モ早ク万民ヲ助ケ農作増相成ヲ相弘ルニ於テ者是末代之普益相成更者不過之則皇國第一之事と愚慮仕儀に付此段恐モ不顧奉建言候

右ニ付神ノ筆先ハ壹号より十七号迄有之内六号十号書抜 十二下り勤

メ四点相添工御高覽奉入候

右ヲ建言スルハ此神者可建神と察し候間依而奉上申仕候也

大坂府下大和國 式下郡檜垣村 鴻田 忠三郎

明治十六年三月十五日

東京 大藏省御廳

『稿本天理教教祖伝』 P298

『復元47号—史実校訂本下二』 P36

## 後見人鴻田忠三郎の就任と辞任

鴻田忠三郎は明治15年に入信、村の戸長、総代、小学校学務委員、農事通信委員などをしていたことから、官庁との交渉役として、新潟の勧農場教師の仕事を辞めて奈良に戻っています。また、守屋筑前とは姻戚関係があり、山澤家とも遠縁の関係にあることから、中山新治郎の後見人になったようです。

### 御願書

一 自分儀家事萬般不取締ナルノミナラズ丁年末満無能力ナル者ナレバ此度親族中篤實恪勤之者ニテ自分一家後見人トナルヘキ者ヲ選択スルニ混一向其任ニ堪フル者ナク因テ親族協議上知己実直ナル當國式下部檜垣村鴻田忠三郎ナル者へ家務總理委任後見人ト可相成旨示談相調候間此段親族連署ヲ以テ奉願上候也

山邊郡三島村

明治十六年十一月一日

中山新治郎 印

同郡同村 /

親族 中山重吉 印

添上郡櫟ノ本村

親族 梶本松治郎 印

割印

承認候事

戸長役場

山邊郡  
三島村  
戸長役場

明治十六年十一月四日

戸長役場 御中

【『復元37号』P302】

### 後見人解釋御願

一 自分儀未丁年無能力ニテ家事萬路經營拘束スル事能ハザルヲ以テ明治十六年十一月一日親族集議シ後見人撰択セシニ一向其任ニ堪ユル者無之ニ付知己恪直ナル同國式上郡檜垣村鴻田忠三郎ナル者エ家務委任シ後見人ト相定メ既ニ今日迄経過致シ来リ候豈ニ図ラン同人這回農事負担ノ件ニ付他出致シ度ニ付テハ是非後見ノ責任ヲ辭シ度ト主唱セラル因テ茲ニ又親族集議シ同後見人解釋スルニ断決候間此段親族連署ヲ以テ奉願上候也

明治十八年一月七日

山邊郡三島村 / 中山新治郎 印

同郡同村 / 中山重吉 印

添上郡櫟ノ本村 / 梶本松治郎 印

### 書面後見人解釋之義承認候事

明治十八年一月七日 / 山邊郡布留村外六ヶ村 戸長 中西小七郎 印

山邊郡布留村外六ヶ村 / 戸長 中西小七郎 殿

【『復元37号』P303】 14

鴻田長七

初代 物部守屋  
(曾我馬子に滅ぼされる)

後妻?

鴻田忠三郎  
【養嫡子一大阪府  
南河内郡向野村高  
谷利右衛門四男】  
明治15年3月入信  
(明治16年から3年間、  
真之亮の後見役一本  
部員相当)

後妻

利吉  
上町分二代

鴻田忠三郎は『おさしづ主要人物索引と関連家系図』によれば、天理教に神道的影響を与えた森本(守屋)筑前の腹違いの妹と結婚し、また筑前の母を介して山澤家とつながっています。ただ、『天理教事典第三版』は、「安政6年、忠三郎が32歳のとき、守屋筑前守廣治の姪八重子と結婚した。廣治は山澤良治郎の叔父に当たった」(P333)としています。

## 鴻田忠三郎の天理教関係者との家系的立場

山沢良助(新泉村[先代])

60代森本  
丹後正  
藤原尚賢

きみ

山沢利助

「こふき和歌体14年本」の著者  
慶応3年、吉田神社へ行った秀司に同行。

61代従五位下  
森本筑前守  
大神朝臣廣治

八重子

参考一鴻田家・守屋(森本)家・  
高谷家は昔からの姻戚関係

山沢良助(良治郎)

その

山中忠七  
(本部員相当)

山沢為造(本部員)  
(大正4~14年まで管長職務摺行者)

中山真之亮(初代真柱)ー教祖の孫

山沢為次(本部員)  
(中山分家に養子)

中山玉千代

中山正善(2代真柱)

2018.01資料.P27改

## 明治16年雨乞い一つとめの地歌の歌詞が「ひらがな本」と『稿本』で異なる

雨乞いづとめの地歌が異なっています。特別なつとめ(雨乞いなど)の地歌ー『続ひとことはなしの二』(中山正善1957)P146に11種類がでています。すべて『稿本』の「雨乞い」の「どうぞ雨をしっかりたのむ」の部分が異なるだけです。

「ひらがな本」にある地歌は第三節ベース(一れつすますかんろだい)ですから、他もあるとすれば、同様に第三節ベースだったろうと思われます。

「ひらがな本」が書かれた明治40年には、「雨たもれ一れつすますかんろだい」だったものが、いつ頃「どうぞ雨をしっかりたのむ 天理王命」になったのかが問題です。

「科料金2円40銭」の「証」は『稿本』が出来る最終段階で入ったもので、出典不明です。

宮様では圓陣を描いておつとめをされました。とおもはれます。(高井) 宮さんでやらないと云ふ説もあります。(高井、よしゑ) が、何れにせよ、

「悪しきを拂ふて / どうぞ雨をしっかりたのむ / 天理王命 / 南無天理王命 / 南無天理王命」 / と人数の人々精魂打ちこみ、心を合せておつとめされました。【『ひとことはなし』 P211. 中山正善. 1936(S11)】

かぐらの、獅子面二、面八、鳴物九を、それ／＼、この人数に割りつけた上、氏神の境内に集まり、それから三島領の南の方を廻って、先ず、巽(東南)の角、当時牛はぎ場と云うて居た所で、雨乞づとめをした。／ あしきをはらうて どうぞ雨をしっかりたのむ 天理王命 / なむ天理王命 なむ天理王命 / 繰り返し／＼、心を合わせ精魂を打込んで勤めた。【『稿本』 P260】

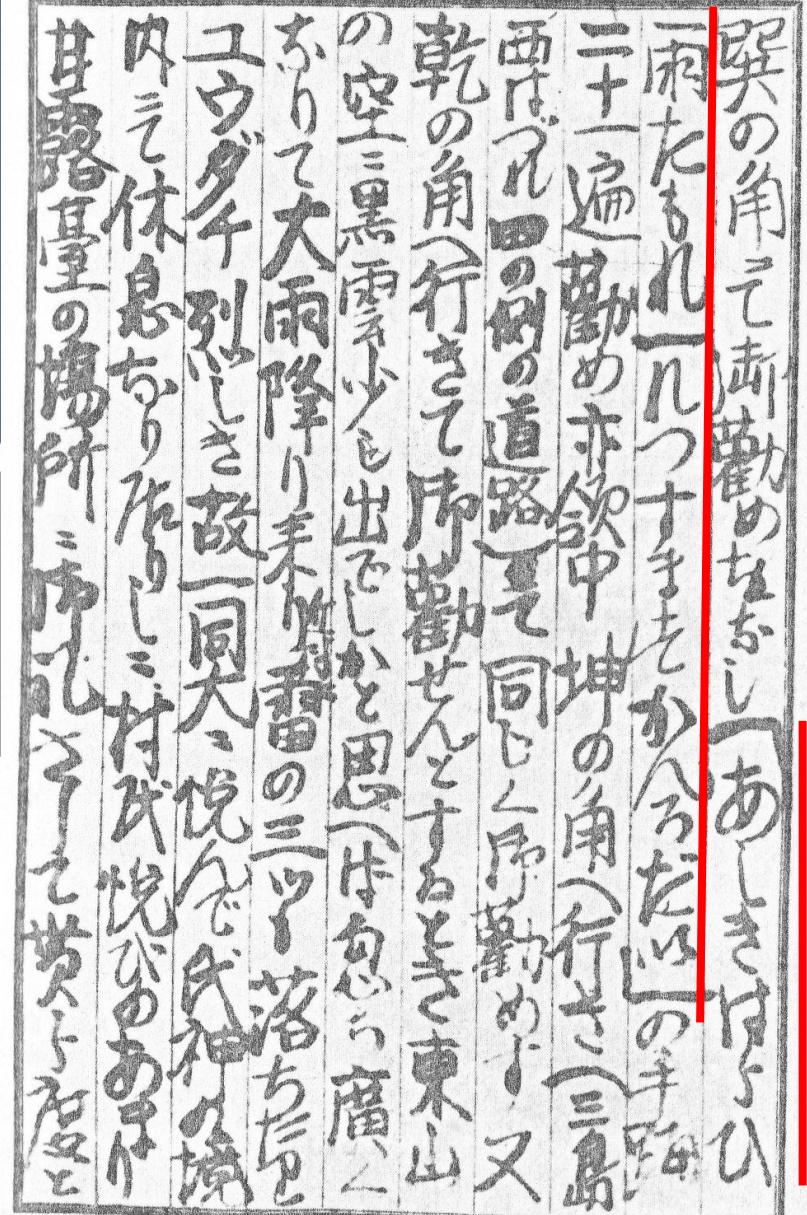
四、／ 証

大和国山辺郡三島村 / 平民

科料金貳円四十銭 中山ミキ / 右領収候也

明治十六年八月十五日 / 丹波市分署 印 【『稿本』 P300】

紙用部本會教理天



『復元33号』 P301 「教祖様御伝」

明治16年11月25日(陰10.26)に教祖は中南の門屋から御休息所に移られました。この時の話が『稿本』にあります。この話はたまへが60歳を過ぎた頃に息子の正善に語った話として『ひとことはなしの二』にあります。

やがて、御休息所に着かれた教祖は、静かに上段の間に坐られた。そして、眞之亮とたまへに、  
「こゝへおいで、こゝへお坐り。」

と、仰せられて、自分の左右におすえになった。

それから御挨拶が始った。一々襖を開けたり閉めたりして、只今は、真明組で御座います。只今は、明心組で御座います。と、次々と取次から申上げて、幾回となく御挨拶が続き、その夜はとう／＼徹夜であった。人々の真心のこもった御休息所、しかも刻限を待って初めてそこへ入られた教祖にお目に掛かって、人々の心は、霜の置く寒夜にも拘らず、明るい感激に燃え上がった。

【『稿本』P268】

「御休息所へ移ってから、教祖様は上段へ御坐りになった。而してお父様と私をおよびになって、

“こゝへおいで、こゝへお坐り”／ と仰有って御自身の左右へお坐らせになった。姉やんは次の八畳の間の方に居た……

常に父母様を両側にお坐らせになる教祖様の思召、それは道のしんばしらとして教団を統べるべき因縁に錦をおかせになったものと悟られます。

「それからあいさつが始まった、一々襖を開けたり閉めたりして／ “唯今は真明祖です”／ “唯今は明心組です”／

と取次ぎの人からの口上で、幾回となくあいさつがあって、その夜は夜徹しであった様に覚えている……

信者の人々の心を加へた御休息所です。その中へ刻限待ってお入り頂いた教祖様にはじめてお目にかかるのですから、人々の心地は如何に燃え上った事か、想像に難くはありません。

「その時は七つやったが、今日はこんなおばあさんになった。子供の時でもあるので、こんな事しか話出来やせん。しかし、

その時は教祖様は八十六歳だったのやナ。わし、今日の私よりまだ二十五、六年も年をとつてゐやはったんやナ」と母様はニッコリお笑ひになりました。【『ひとことはなしの二』P121. 中山正善. 1936(昭和11)】

# 明治17年の動きー教会設置の動き

明治17年は15年暮れに転輪王講社が廃止になったあと、その宗教活動について、政府の公認を失った信者たちは、それぞれが公認を受けられるための活動を展開していきます。その代表例が心學道話講究所設置の動きです。

明治17年		
〃 17. 1. 30	教祖、山名真明組に神楽面の使用を許す。	『山名大教会史』 1932. P43
〃 17. 3. 24(陰2. 27)	教祖、分署に拘引、奈良監獄で12日間拘留。	稿本P271。 「ひらがな本」 P313
〃 17. 4, 5, 6(陰25～27)	教祖を引致、留置。	稿本P272。 「ひらがな本」 P319
〃 17. 4. 14	教会設置に付山本利三郎, 仲田儀三郎松村家へ行く	稿本P275
〃 17. 4. 18	大阪西田宅にて真之亮, 山本, 仲田, 松村, 梅谷他協議	稿本P275
〃 17. 5. 9	梅谷、大阪府へ心學道話講究所設置願を提出	稿本P275。 『復元47号』 P24に提出書類全文有。
〃 17. 8. 18(陰6. 28)	教祖、丹波市分署に拘引、奈良監獄で12日間拘留。	稿本P273
〃 17. 9.	竹内未譽至、大日本天輪教会設立を計画	稿本P276 『復元47号』 P38に規約全文有。

## 明治17.1.30教祖、山名真明組に神楽面の使用を許す

右のかぐらの面一式は、明治17年に教祖の許しを得て山名大教会がかぐらづとめに使用したとされるものです。現在本部のかぐらづとめで使われている面もほぼこれと同一です。そうすると、今本部で使われている面は教祖が教えられたものに間違いないということになるのですが、八島英雄氏はこれに疑問を呈しています(『ほんあづま204号』P14)。

明治十七年一月三十日である。御教祖の前には高井猶吉氏、井筒梅次郎氏、諸井講元の三名の者が襟を正して端座してゐた。此時、井筒氏は恭々しく手を仕へて御願いの趣を申し上げた。

『神様へ恐れ入ります御願ひで御座りますが、遠州では郡長とも懇意でござりまして、話しの上、十二下りお立ち勤めが出来ます故、御神楽道具をお許しを願ひ度う御座ります』

三人の方々は手を仕へたまゝ頭を下げてゐた。

稍々(ようよう)暫くの間、御教祖は静として在らせられたが軀(やが)て、

『さあ／＼許す／＼。私が許すでない。神が許すのや』

との御言葉が下ったのであった。御願ひの「御神楽道具及お面お許し」の儀は斯くして、鮮かにお許しを戴いたのである。講元の歓喜は、如何斗り深いものであったらうか。井筒氏、高井氏も共々わが事の様に喜ばれたのであった。

此は實に破格の理であって、山名大教会の歴史上、特筆さる可き重要事であると同時に、山名大教会末代に伝へて尊重され感激されべき、理の宝であらねばならぬ。重ねて記す、實に明治十七年一月三十日のことである。【『山名大教会史』P43. 1932. 山名大教会】



山名で使われていたという神楽面（ネット「中山みきが教えた『かぐらづとめ』について」より）

神楽両人というのは、つとめ人衆ですから結構ですが、月日両神という言葉は使わないようにして頂きたいのです。／ 今「かんろだいづとめ」が見えるようになりますてから具体的にはっきりといいろいろな質問が出ております。／ 口を開けているお面と、口を結んでいるお面とがあつて阿吽一陽、陰というように言われておりますが、この問題につきまして、韓国の方から、ほかは人間の面なのに、なぜあれば獅子面でなければいけないのですかと言わられたのです。／ これは最初に前川家でつくったお面がどういうふうにつくられていたか、正直言ってよくわかりません。／ あとで何度もなくなっています。没収されたり雨に打たれたりしています。最初前川家でつくったのは、和紙を型に張ってそれに漆をかけただけですから、雨に打たれたりすると崩れてしまうわけです。／ 途中で没収されたあと、陰陽を表わすのに、近所の神社にありました獅子頭を借りているのです。それがどうやら現在の獅子頭のもとになっているのじやないかと思うのです。／ これは獅子頭と言い、狛犬と言い、犬だか獅子だかわかりませんが、獅子頭と言うと、大抵の家庭にあったのです。だから身近だったのです。／ 口を開けると陽（阿）なのです。口を結ぶと陰（吽）なのです。これくらい便利なものはないのです。ですから神社にあったのを借りてきた。／ これは別段獅子でなくともよろしいのです。要は阿吽で陰陽を表わすわけですが、教祖のお話の中に「地と天とをかたどりて」と言って天地のことが出てまいります。／ また「夫婦をこしらえきたるでな」ということで女、男、女松、男松が出てまいります。／ またつとめ人衆を大龍、大蛇というように言います。大龍、大蛇という言葉はおふでさきにはございませんが、これに関連して、ドジョウ、ウオ、ミというように泥海中の生きものとしての話が教祖によってなされ、その一部がおふでさきにも書き残されているというふうに理解されるわけです。／ それからそれぞれのつとめ人衆の働きについて

**それよりもふとのべへとゆうのハな これわりゆけの一のどふくや つきなるハたいしよく天とゆうのハな これわせかいのはさみなるぞや 十二 144,145**  
というように、おふでさきに示されております。

それで阿のほうは、天、男、大龍、すいきというふうに関連させて陽として「つとめ」が行なわれ、吽のほうは、地、女、大蛇、ぬくみ、陰として「つとめ」が行なわれるこういうふうにおふでさきでは出ているわけです。／ ところがここで問題になりますは、おふでさきですと混乱はないのですが、教典の第三章を見ますと、日様、月様という言葉が出てくるのです。これは間違いですから、勘違いしないでほしいのです。／ 月様と言うと太陰、日様と言うと太陽ですから、陰陽がひっくり返るのです。／ これは教祖の話にはなかったのです。というのは明治十四年に丹波市分署に教祖の名義で、もちろんほかの人が書いたものですが、教義の概要が書かれ提出されているのです。／ このときは、秀司先生が日暮宥貞に頼んで、つとめ場所に星曼荼羅を祀り、この御利益の神様は神道ではこの神であり、仏法ではこの仏であり、天にては太陽だ、月だ、どの星だというように説教をしていたのです。／ そういうお説教が行なわれているにもかかわらず、警察に出した手続書の中には、天にてはというたとえ話が一つもないのです。月様、日様がないのです。／ 親神を月日とは表現していますが、月様、日様ありません。破軍星もげんすけ星も出てまいりません。／ 教祖にはないのですが、今申しましたように、秀司先生が明治十三年から星曼荼羅を飾って密教の坊さんにお説教をさせましたから、これはどの星で、これはどの星だというこじつけが行なわれているわけです。古記話の大部分が落第だというのはそういう意味です。／ そのこじつけの中に影響を受けて月様、日様というのが元の理に入っていますから、教典の中でもこれを使ってしまったのです。【『ほんあづま204号』P14】

## 明治17年3月、教祖12日間、奈良監獄に拘留される

明治17年3月に教祖は奈良監獄に12日間拘留されました。その経緯が『稿本』にあります。この出典は、「ひらがな本」でその内容がほぼそのまま、『稿本』の記述になっています。教祖の言葉もそのままです。

年が明けると明治十七年。教祖は八十七歳に成られる。

年の初めから相変わらず厳しい取締りの日々が続いたが、三月二十三日、陰暦二月二十六日の夜十二時頃、突然二名の巡査が、辻忠作を伴うてお屋敷へやって来た。

それは、同夜お屋敷へお詣りした忠作が、豊田村へ戻ろうとして、鎮守の社の北側の道を東へ急いで居た時に、この二名の巡査に行き合い、咎められたので、用事あって中山家へ参り居まして、たゞ今戻る処で御座ります。と答えたため、同人を同道して取調べに来たのである。

その時ちょうど、教祖のお居間の次の間に、鴻田忠三郎が居り、其処に御供もあり、又、鴻田が古記と唱えて書いて居たものもあったので、巡査は帶剣を抜いて、この刀の鑄になれ。と言うて脅かした。その上、翌日になると、御供と書きものを証拠として、教祖と鴻田を分署へ拘引しようとして、やって来た。

教祖は、拘引に来た巡査に向い、

「私、何ぞ悪い事したのでありますか。」

と、仰せられた。巡査は、お前は何も知らぬが、側について居る者が悪いから、お前も連れて行くのである。と言った。教祖は、  
「左様ですか。それでは御飯をたべて参ります。ひさやこのお方にも御飯をお上げ。」

と、言い付けなされ、御飯を召し上がり着物を着替え、にこ／＼として巡査に伴われて出掛けられた。 分署では、先に見付けた御供と書きものを証拠として、教祖には一二日間、鴻田には十日間の拘留を申し渡し、奈良監獄署へ護送した。【『稿本』P270】

○明治十七年三月二十日夜巡回足達宋  
太平野兼政の兩人突然入り来る  
(此夜近忠作豊田の自宅帰りか付ニ庄屋  
敷氏神の北側ニ兩巡査ニ出合ふ奉め  
今帰らるるを仰座り付と答へシドリ  
計同道して走りじちり耳時より祖  
様の次の間ニ鴻田忠三郎氏居りて其處  
衙供あり亦鴻田が古記と喝て書ひ  
居たるものありたので足達巡回ハサハ

ルを抜きて此刀のさびちれと申せり而して  
其言類と御供とを証として  
翌二十六日吉祖様と鴻田忠三郎氏とを  
丹波市分署へ拘引志たり吉祖様、十二  
日鴻田忠三郎八十日の拘留申付け奉良  
監獄署へ護送せり

一巡査勾引ニまわし申吉祖の仰せ述べ  
ニハ私何ぞ要之事したのでありますか巡  
査ニ昂尋ねニあり外と巡査曰ハくおま  
ハ何モ知りぬぞ例ついておなやつ裏を考

ぢ(ト)連れて行くあると云へり吉祖  
様ハ左様で申かそれで六時飯方(たてて  
年)久や此序方ニモ所食をおおむ  
こ言を付王(ト)ワウレテ席(カ)スヒアガリ  
着物をきか(送)ハカルニ(として)巡査  
ニ連れられて席(カ)スヒ道をされたり  
此年吉祖様ハ十七日(ト)

古祖様帰館の時出向ヒ人置候署の  
門前ハ一面の人々一同拍手して群せしむり出  
迎ひの人々諸國より集まり車ハ何百輛

サイドラインは教祖が語った部分

## 明治17年 心学道話講究所天倫王社設立

心学道話講究所天倫王社設立について大阪府に提出された許可願は、「願文の次第は差支えなし」ということで天倫王社の看板が出され、大日本天輪教会の設立準備が進められていきます。

当時京都では、明誠組が、心学道話を用いて迫害を避けて居たのに倣うて、明治十七年五月九日（陰暦四月十四日）付、梅谷を社長として心学道話講究所天倫王社の名義で出願した処、五月十七日（陰暦四月二十二日）付「書面願之趣指令スペキ限ニ無之依テ却下候事」但し、願文の次第は差支えなし、との回答であった。それで大阪の順慶町に、天倫王社の標札を出した。／この頃、北炭屋町では天恵組一番、二番の信者が中心となって、心学道話講究所が作られ、その代表者は、竹内未誉至、森田清蔵の二人であった。九月には、竹内が、更にこれを大きくして大日本天輪教会を設立しようと計画し、先ず、天恵組、真心組、その他大阪の講元に呼び掛け、つゞいて、兵庫、遠江、京都、四国に迄も呼び掛けようとした。【『稿本』P275】

心學道話講究所設置及ビ社号御許可願

天倫王社

右者今般私共會シテ天倫王社ト号シ人間人道及ビ衛生上之談話仕且ツ月日ヲ奉敬シテ其誠心ヲ求ルタメ左之条々ヲ講究スル而已

第一条 朝廷ノ御主意ヲ遵奉ノ事 / 第二条 敬神愛國ヲ旨トスル事 / 第三条 天理人道ヲ明ラカニスル事  
第四条 商業上勉強ヲ協カスル事 / 第五条 衛生上ヲ第一トシ健康有害ナラザル様注意ノ事  
第六条 鰥寡孤独廢疾ヲ相助ル事

右六条談話ノタメ前言講究所設置仕度候就テハ普ク聴集スト(いえども)集會例及ビ刑法第四百貳拾七条第十貳項ニ抵触スル義決シテ無之候間右願意御許容ヒ成下度此段社則相添エ連署ヲ以テ奉願候也

但シ許可ノ上ハ連署仕候西田佐兵衛所有ノ地南區順慶町壱丁目九番地ノ内ニ講究所設置仕度候

明治十七年五月九日 府下西區薩摩堀東ノ町壱番地 / 発起人 梅谷四郎兵衛 印  
府下西區阿波座中通り壱丁目六番地 / 総代 米田駒吉 印  
府下東區南久太郎町一丁目三十六番地 / 全 西田佐兵衛 印

前書之通り申出候間奥印仕候也

西区第五聯合戸長 高川傳右エ門 印 / 南区第三聯合戸長 本出栄三郎 印  
東区第六聯合戸長 時永清 印 / 西区第四聯合戸長 山口佐助 印  
大阪府知事 建野郷三殿

書面願之趣指令スペキ限ニ無之依テ却下候事 / 明治十七年五月十七日 / 大阪府知事 建野郷三 印 【『復元47号』P24】

下の『稿本』の文の「ひらがな本」の該当箇所が右の部分です。『稿本』にある「八月十八日から三十日まで」の日付は「ひらがな本」と異なっています。別の資料があつて「ひらがな本」の記述が間違っているということで修正されたのでしょうか。このような例は他にもあります。

つゞく四、五、六の三ヶ月間は、特別の理由もないのに、おつとめ日の前後に当る陰暦二十五、六、七の三日間は、教祖を警察へお連れして留置した上、一応の取調べもせずに帰宅させた。日に月に増す参詣人、伸び弘まる一方の親神の思召に対して、警察が神経を尖らせた当時の状況が、あり／＼と窺われる。

八月十八日（陰暦六月二十八日）には、巡査が巡回に来て、机の抽出しにお守りが一つあったのを発見し、これを理由として、教祖を丹波市分署へ拘引し、十二日間の拘留に処し、奈良監獄署へ送った。御入監は午後三時頃であった。こうして、教祖は八十七歳の高齢の身を以て、八月十八日から三十日まで（陰暦六月二十八日から七月十日まで）、暑さ酷しい折柄、狭苦しく穢い監獄署で御苦労下された。度々の御苦労であったが、お帰りの時には、

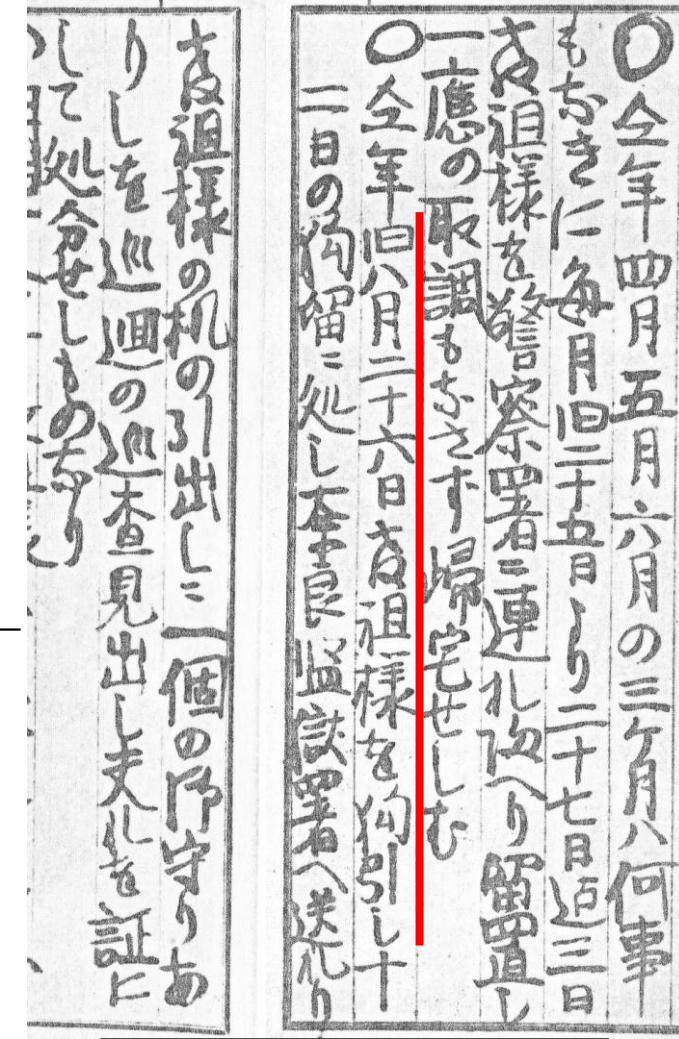
「ふしから芽が出る。」

とのお言葉通り、その度毎に、お迎えの人は尚も増すばかりであった。

この頃、教祖のお帰りの日には、お迎えの車は数百台で、全国からお迎えの人数は、万を以て数える程であったという。しかし、お屋敷の門迄来ると、警官の取締りが厳重で、中へは一步も入らせない。門前までお供して、心ならずも、そこから教祖の後姿を見送り、かんろだいのぢばを遙拝して、或は近在の村々へ或は遠方の国々へと、無量の感慨を懷いて引き揚げた。【『稿本』P272】

「ふしから芽が出る」の言葉は「ひらがな本」ではなく、『正文遺韻』から採っています。

是れ、とりもなをさず、御道御盛大になりました証拠でありまして、神様の仰せに『ふしから芽がでる／＼、どんなふしもあるで。いかなるふしといへども、ふしを楽しめ。ふしがなくてはめはでんで』と、きかして被下てある通り、これも、皆とし／＼のふしでござりますて、そのふし／＼に、御道の御盛大になるのが見えてまゐります。【『改訂正文遺韻』復刻版P82】



『復元33号』 P319

## 大日本天輪教会設立の動き

心学道話講究所の設立に関与し、また大日本天輪教会を作ろうと計画したのが竹内未薦至です。その大日本天輪教會規約を読むと、教祖の教えに関連する内容はまったくありません。

この頃、北炭屋町では天恵組一番、二番の信者が中心となって、心学道話講究所が作られ、その代表者は、竹内未薦至、森田清蔵の二人であった。九月には、竹内が、更にこれを大きくして大日本天輪教会を設立しようと計画し、先ず、天恵組、真心組、その他大阪の講元に呼び掛け、つづいて、兵庫、遠江、京都、四国に迄も呼び掛けようとした。

こうして、道の伸びると共に迫害は益々激しくなり、迫害の激しくなると共に、人々は、教会の公認を得ようと焦慮り、遂に、信者達の定宿にして居た村田長平方に、教会創立事務所の看板をかけるまでに到った。  
【『稿本』P275】

**竹内未薦至** たけうちみよし 大阪の天恵二番の信者。明治17年（1884）頃、大阪の北炭屋町では天恵組一番（村上文治郎が講元）、二番の信者が中心となって心学道話講究所を作った。その代表者の一人が竹内未薦至であった。9月には竹内は、さらに

これを大きくして大日本天輪教会を設立しようと計画し、天恵組、真心組（大阪市大正区三軒家町、専多市次郎講元）、その他大阪の講元に呼びかけ、続いて兵庫、遠江、京都、四国に迄も呼びかけようとした。

「神恩皇恩祭典執行願」（年月日不記。『復元』第47号、27-31頁所収）によれば、竹内は「大阪府南区牛年丁14番地、土族竹内未薦至」とある。元大阪府の刑事であったところから、天理教が警察からの圧迫干渉を防禦しようとするなら、法にもとづいた教会を設置することだ、と自ら中心となり、村上講元の住む北炭屋町14番地に2階建ての「大日本天輪教会」をつくった。大阪および地方の信者に呼びかけ、「おぢば」を中心に教会創設の運動に若手した。………【『天理教事典第三版』P538】

大日本天輪教會規約 / 大日本天輪教會  
本教祭神

【『復元47号』P38】

神道ハ人造ノ宗教ニアラサルヲ以テ私ニ偏頗スベキ主神ニアラズ是ヲ以テ明治十四年勅裁ノ旨ヲ奉載シ左ノ神靈ヲ遙拝奉仕スベシ  
賢所神靈 / 天神地祇 / 歷代皇靈

各自住居ノ神靈ハ日夜敬拝ノ實ヲ盡ベシ

明治十七年 / 第九月 日 / 大日本天輪教會長 竹内未譽至

大日本天輪教會講社規約

- 第一条 一 吾人一身ハ行政官ニ隸シ幽ハ產土ノ神ニ屬ス故ニ吾人敬神ノ要ハ先ヅ產土ノ呻ヲ崇敬スルニ在リ
- 第二条 一 本教会講社員タルモノハ教會長ヨリ講長以下ノ年長ノ指揮ヲ受可シ
- 第三条 一 三条ノ教則ヲ遵奉スベキ事 一 教會規則を遵守スベキ事 一 大教長部長所長の教訓ヲ守ルベキ事
- 第四条 一 神明ニ事ルハ願事ニ功アルヲ以テ本義トス故ニ其ノ力ニ堪ル所ヲ量り応分ノ実効ヲ奏スベシコレヲ講社員本分ノ義務トス
- 第五条 一 祭政一致同歸ナルヲ以テ政治ニ妨害ヲナスト認ル者ニ交ヲ厚フルハ神意ニ背ク者ト心得可シ
- 第六条 一 頤功ナケレバ幽助ナキ者ト心得可シ
- 第七条 一 人事ヲ害サズシテ猥ニ祈禱ヲ為スハ反テ神怒ニ觸ル者ト心得可シ
- 第八条 一 世ニ立チ生活スルハ神德皇恩ト心得可シ
- 第九条 一 身体ノ不潔ナルハ神ノ惡ム所ナレバ必ズ健康ノ害ヲ來ラスモノト心得ベシ
- 第十条 一 儉ハ万善ト本勤ハ百福ノ基ナリト心得可シ
- 第十二条 一 人ニ若カザルヲ恥ヂザルハ身ハ立ザル者ト心得可シ
- 第十三条 一 人ヲ善道ニ導キ又ハ人ニ恵利スルハ世上ニ生活スルノ天役ト心得可シ
- 第十四条 一 一家和睦セザレハ神明ノ慶福ハ享ケラレザル者ト心得ベシ
- 第十五条 一 各講社トモ講長ニ大教長ヨリ神符ヲ授ケルヲ以テ常ニ敬テ携提ス可シ
- 第十六条 一 説教其他神事ニ關スル一切ノ事項教會所之指図ヲ受ク可シ
- 第十七条 一 講社目標ハ神廳質シテ決行可シ

右ノ条々厚ク心得夙ニ起夜ニ寝ス公私ノ務メヲ怠ラズ朝夕神前ヲ肅拝スル事怠ラサル可シ

明治十七年第九月

日 26

# 明治18年の動き－天理教会結集御願を大阪府に提出

明治17年の公認運動が信者によるものであったのに対して、18年には中山新治郎(真之亮)を中心とした「天理教会」設立運動として『稿本』は描いています。この動きの中で初めて「天理」という言葉が教祖を中心とする宗教活動を示すものとして使われるようになります。

## 改正諭告 第二条

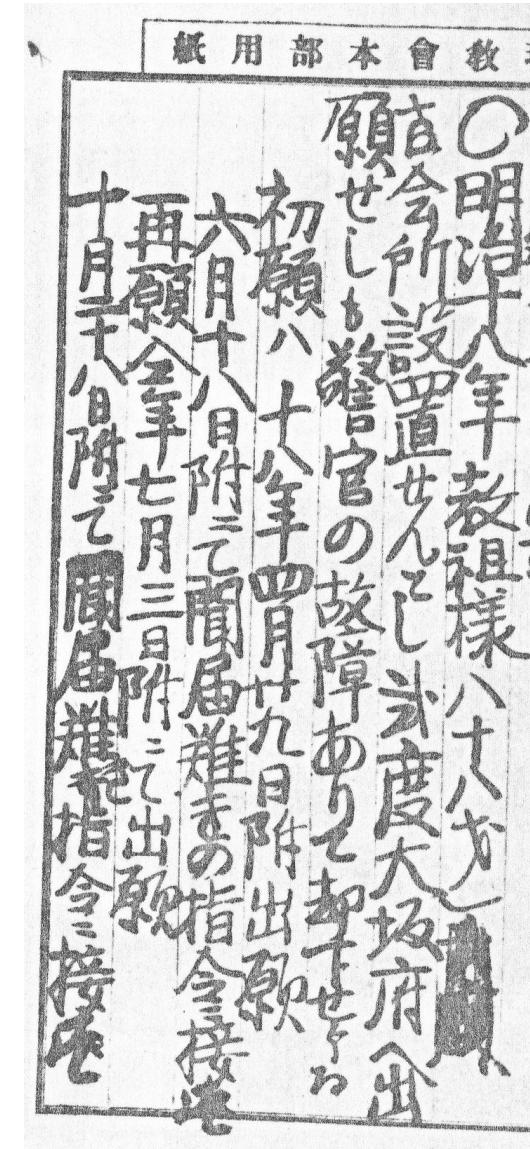
従来我ガ奉教主神ヲ總称シテ南無天輪王命ト唱ヘタリ、是レ中頃僧侶ノ浸領シタルヨリ此称アルモノニシテ、南無ト言ヘルハ梵語ナリ、天輪王命トハ神名ニ非ズ、爾後古号ニ復帰シテ**天理大神**ト尊称スベシ。

明治18年		
〃 18. 1. 7	鴻田忠三郎、新治郎の後見人を解任。	稿本に記載なし。『復元37号』P303に資料有。
〃 18. 3. 7(陰正月. 21)	教会創立事務所にて会議。	稿本P276, 教祖の言葉有, 『復元47号』P48が出典
〃 18. 4. 29(陰3. 15)	天理教会結集御願を大阪府に提出。「天理」の初出。	稿本P278。『ひらがな本』P321
〃 18. 7. 3(陰5. 21)	再度結集御願を大阪府に提出。男爵今園國映を担任。 「改正諭告」「神道天理教会条規」を添付。	稿本P279, 教祖の言葉有, 『ひらがな本』P321
〃 18. 10. 28(陰9. 1)	創立事務所会議中藤村、石崎が中座、石崎夜逃亡。	稿本P279。『ひらがな本』P323
〃 18. 10. 8(陰9. 21)	二度目の大阪府申請、却下の指令。	稿本P280。『ひらがな本』P325、教祖言葉「 <b>眞実の肉まけば……</b> 」

明治18年3月7日教会創立事務所での会議について、『復元47号』P48に「(イ) 議決表」のタイトルで出ています。「会長幹事の選出に投票を用いる事」や「月給制度を採用する事」についての記述もあります。ただ、「議論沸騰して」以下の記述はなく、これは次の教祖の言葉を入れるため、『稿本』作成時に挿入されたのではないでしょうか。「しんばしらほそいものやで、なれど肉の巻きよで」の言葉は、「ひらがな本」(『復元33号』P325)にあるものを少し変えたと思われます。

さて、竹内等の計画は、次第に全国的な教会設置運動となり、明治十八年三月七日（陰暦正月二十一日）には、教会創立事務所で、眞之亮、藤村成勝、清水与之助、泉田藤吉、竹内未耆至、森田清蔵、山本利三郎、北田嘉一郎、井筒梅次郎等が、集まって会議を開いた。その席上、藤村等は、会長幹事の選出に投票を用いる事の可否、同じく月給制度を採用する事の可否等を提案した。

**議論沸騰して** 容易に決せず、剩えこの席上、井筒は激しい腹痛を起して倒れて了った。そこで、教祖に伺うた処、／さあ／＼今なるしんばしらほそいものやで、なれど肉の巻きよで、どんなゑらい者になるやわからんて。／と、仰せられた。この一言で、皆はハッと目が覚めた。竹内や藤村などと相談して居たのでは、とても思召に添い難いと気付いたのである。／ が、本格的な教会設置運動の機運はこの頃から漸く動き始め、この年三月、四月に亘り、大神教会の添書を得て、神道管長宛に、眞之亮以下十名の人々の教導職補命の手続きをすると共に、四月と七月の二度、大阪府へ願い出た。／ 最初は、四月二十九日（陰暦三月十五日）付で、天理教結収御願を、大阪府知事宛提出した。十二下りのお歌一冊、おふでさき第四号及び第十号、この世元切りの話一冊、合わせて四冊の教義書を添付しての出願であった。／ 教導職補命の件は、五月二十二日（陰暦四月八日）付、眞之亮の補命が発令された。つづいて、同二十三日（陰暦四月九日）付、神道本局直轄の六等教会設置が許可され、更に、その他の人々の補命の指令も到着し、六月二日（陰暦四月十九日）付、受書を提出した。／ この年、四国では、土佐卯之助等が、修成派に伝手を求めて補命の指令を得た。世間の圧迫干渉を緩和しようとの苦衷からである。／ しかし、天理教会結収御願に対する地方庁の認可は容易に下らず、大阪府知事からは、六月十八日（陰暦五月六日）付、願の趣聞届け難し。と、却下された。【『稿本』P276】



『復元33号』 P321

「しんは細いものである。真実の肉まけバふとくなるで。」の出典

『稿本』P276では教祖の言葉として「さあ／＼今なるしんばしらほそいものやで、なれど肉の巻きよで、どんなゑらい者になるやわからんで。」とあります。このP279では「しんは細いものである。真実の肉まけバふとくなるで。」とあり、こちらは「ひらがな本」にあるそのままの引用です。「かね／＼」以下の文は亀松が亡くなった時の教祖の言葉を指していると思われます。

六月二十日（陰暦五月八日）には、岩室村の金蔵寺の住職村島憲海、村田理等が、お屋敷の門戸を蹴破って乱入した。余りの事に、眞之亮は告訴しようとしたが、丹波市村の駒村顕夫が仲に入って謝って來たので、ゆるした。／ 翌七月三日（陰暦五月二十一日）には再度の出願をした。神道天理教会設立御願を大阪府知事宛に提出したのである。この時には、男爵今園国映を担任としての出願であった。／ 十月八日（陰暦九月一日）には、教会創立事務所で、眞之亮も出席の上、講元等を集めて相談して居た処、その席に連って居た藤村成勝、石崎正基の二人が、俄かに中座して布留の魚磯へ行き、暫くして使者を寄越して、眞之亮と、清水与之助、増野正兵衛の三名に、一寸こちらへ来て貰いたい、と言つて來たので、これは必ず悪企みであろう。とて、行かなかつた処、藤村のみ帰つて來て、清水に小言をならべた。しかしその夜、石崎は逃亡した。

十月になると二十八日（陰暦九月二十一日）付で、又々、聞き届け難し。と、却下の指令が來た。この時、教祖に思召を伺うと、／ 「しんは細いものである。真実の肉まけバふとくな  
るで。」／と、お言葉があつた。／ 親神の目から御覽になると、認可云々の如きは全く問題ではなく、親神が、ひたすらに急込んで居られるのは、陽気ぐらしへのつとめであつた。激しい迫害干渉も、実は、親神の急込みの表われに外ならない。しかるに、人々はそこに気付かずして、たゞ皮相な事柄にのみ目を奪われ、人間思案に没頭して居たから、空しい出願を、繰り返して居たのである。／ かね／＼ 教祖は、しんばしらの眞之亮と仰せ  
になり、道のしんを明らかに示しておられる。しかるに、いかに焦がればとて、何の理も無い人を、たとい一時的にもせよ、責任者とする事は、全く心の置き所が逸脱して居たからである。／ このところをよく考えて、先ず、確りと心の置き所を思案せよ。 しんに肉を  
巻け、とは、しんばしらに誠真実の肉を巻けという意味で、親神の思召のまゝに、眞之亮  
に、理の肉を巻けば、たとい、今は若輩でも立派なしんばしらとなる。と、人間思案を混えぬ神一条の道を教えられた。【『稿本』P279】

此の亀松様(※教祖の次女はるの長男)は、六歳にして御向ひ取りになりました。其時御教祖様御越しになりました、少しも御なげき被遊ず、更に御悔みもあらせられず、亀松様の死体をおだき遊ばして、『是は庄屋敷の真柱、眞之助  
やで』と仰せられましたさうでござります。それから七年たちまして、此の御方御生れになりました。其時に、教祖様の仰せになました事を、おはる様も御忘れ被遊て、□口といふ名前を御つけになりますと、御教祖様御きゝになりました、『これはせんの亀松やで、  
眞之助と名付けるのやで』と、御聞かし被下ますから、早速眞之助と御改称になりました、後間もなく助を廃せといふ御達しがありましたので、そこで新治郎と御改めになりました。即ち、只今の御本部長様でございます。

註 亀松様前生は御教祖様の生父様なりとの御咄。（辻先生に承る）  
(『改訂正文遺韻』復刻版.2014.P28. .『正文遺韻』の初版は1937.山名大教会)

教祖の言葉、「しんは細いものである。眞実の肉だけバふとくなるで。」の出典です。

紙用部本會牧理天

○明治十九年正月十五日正午、古祖様林井三郎仲義三郎  
九十九歳の眞之亮と榎本善吉、室分四者、拘引せ  
り處せよ。眞之亮ハ一夜留置せられ、翌  
午前十一時既ニ帰宅を古祖久助へり  
光時大和心勇講の信徒三人教集林井仲  
里地場え士下り御勤さして被下と頼み  
○林井仲由「かりの申ごあり」

細いものである眞實の肉だけバふと  
くちりそと仰せ玉へり

紙用部本會牧理天

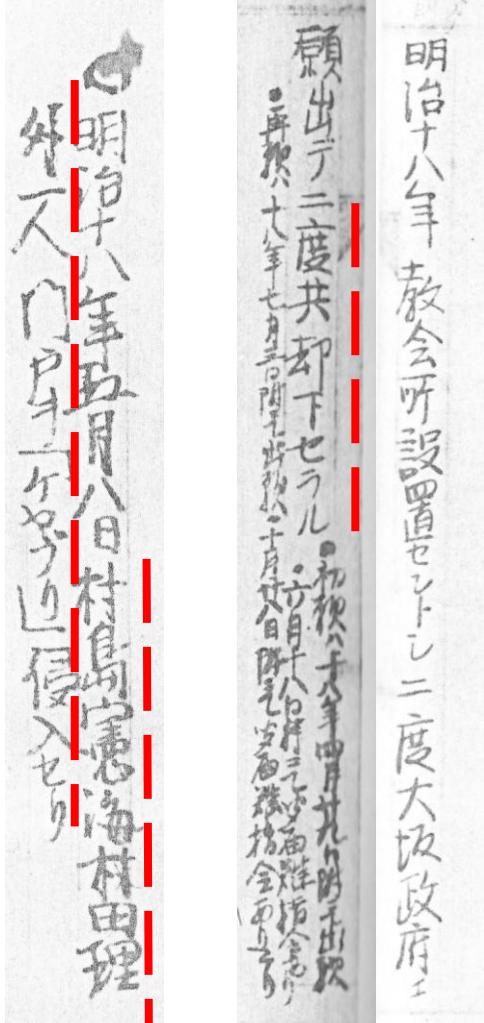
布留の東疊二行き眞善亮と清水増の  
を呼び美れども余等ハ何かたくさんの有る  
事と察しよりし故行がざりしスルト  
村歸りて清水ミト言キトベたる由石等  
正墓ハ此夜ニ逃亡せり

○参考古会再歎節男聲公團  
國映代を担任として出歎せしも間居  
難キ指今、序毛を片付慮を恒ハ  
しニ神様の恩呂叶ハきう事ニテ席  
叱りを蒙れり尚帝指團ニ真仕

紙用部本會牧理天

○明治十八年九月一日村田方を借りて  
戸ケリ破り乱入せり甚ひ孔暴ち  
獣村ふく人仲義に入りして許レセ  
を借り受け天理教会創立事務所  
ちもあり片九月一日村田長平方一室  
講元等を集め今議致しなる旨帝  
之森村方勝と石井可立墓が中座して

「カタカナ本」には、明治18年に教会設置願を2回出したが二度とも却下されたことと、5月18日に村島憲海、村田理等が、お屋敷の門戸を蹴破って乱入したことが書かれているのみです。



神名の「天理」は明治18年が最初

教会設置運動の中で、「天理」が使い始められます。大阪府へ2回目に出願した書類に「神道天理教会規則」と「改正論告」があり、これらの中で「天理教会」「天理大神」が天理教史上初めて教会名、神名として使われています。

改正論告 <明治十八年七月>

明治十八年四月二十九日、「天理教会結収御願」を大阪府知事宛提出したが六月十八日に却下された。五月二十三日には神道事務局より直轄六等教会設置の許可を受けたので、七月三日大阪府知事宛再度出願に及んだ。その時に提出された書類の一つに、この「改正論告」がある。  
／ その第二条に、次のとく記されている。

「從來我ガ奉教主神ヲ總称シテ南無天輪王命ト唱ヘタリ、是レ中頃僧侶ノ浸領シタルヨリ此称アルモノニシテ、南無ト言ヘルハ梵語ナリ、天輪王命トハ神名ニ非ズ、爾後古号ニ復帰シテ天理大神ト尊称スベシ」（『鴻田忠三郎伝』P41）

この文面からは、官憲への配慮が明瞭に汲み取られるが、「天理大神」の称名が古号云々は別として教内の文書に用いられた例としては、七月三日の再願の際に添えて提出した「神道天理教会条規」と、この「改正論告」とが最初のものではなかろうかと思われる。／「神道天理教会条規」では、

「第四条 左ニ記シ奉ル十柱ヲ天理大神ト總称シテ拝敬スヘシ。／国之常立大神・淤母○琉大神・国狭槌大神・月夜見大神・豊雲野大神・阿夜詞志古泥大神・意富斗能地大神・意富斗能辺大神・伊邪那岐大神・伊邪那美大神」(『鴻田忠三郎伝』P44~45)／となっている。(「親神称名私考」早坂正章、『天理教学研究21号』、P93、1981)

# 教会本部設置願／改正諭告

## 第一條

病者祈禱ヲ請フ事アル時、或ハ医薬ハ神意ニ悖ルト云ヒ、或ハ之ヲ服用スルハ敬神ノ實意ニ非ズト唱へ其ノ服薬ヲ制止スルモノアル由、其聞エアリ以テノ外ノ事ナリ。抑モ医薬ハ大穴持、少名彦命ノ創メ給ヒシモノニシテ果シテ病ニ臨ンデ服用スペカラザルモノナラバニ神（編者云、大穴持、少名彦命ノ二神ナリ）何ゾ之ヲ作り給ハムヤ、カゝル心得違ヒヨリ終ニ不治ノ難症ニ陥リ或ハ貴重ノ生命ヲ失フモノ其ノ数ニ乏シカラズト云フ、是レ豈神意ナランヤ果シテ此ノ如キ事アラバ衛生ノ妨害ヲナス事少々ニ非ズ、爾後病者祈禱ヲ請フ事アル時ハ医薬ヲ服用シタル証拠アルモノニ限り教師之ヲ執行シ其ノ未ダ服薬セザルモノハ諭シテ先ヅ医師ノ診察ヲ請ハシムベシ。

## 第二條

從来我ガ奉教主神ヲ總称シテ南無天輪王命ト唱ヘタリ、是レ中頃僧侶ノ浸領シタルヨリ此称アルモノニシテ、南無ト言ヘルハ梵語ナリ、天輪王命トハ神名ニ非ズ、爾後古号ニ復帰シテ天理大神ト尊称スベシ。

## 第三條

從来十二下リ手踊リヲ行フニ老若男女混淆シ加フルニ遊戯ニ類スルノ形様アリ、豈畏縮ノ至リナラズヤ、爾後手踊リノ名ヲ改メテ神樂ト称シ且其舞スル者ハ白衣ニ指貫ヲ穿チ上ニ黒色ノ狩衣ヲ着シ、女子ハ白衣ニ緋袴ヲ穿チ上ニ黒色襲衣ヲ着シ、謹ンデ奉勤スベシ。

## 第四條

中山新治郎ノ祖母ヲ從来神様ト尊称セリ、是レ全ク本教ヲ篤信スルノ然ラシムル所ト雖モ人ヲ称シテ神トナスハ世情ノ許サザル所ナリ、故ニ私ニ之ヲ教主ト崇ムルハ可ナリ之ヲ神ト尊称スル事勿レ。

右ノ通り改良イタシ候間嚴重ニ守ラルベク候ナリ。

明治十八年七月 / 神道天理教会創立事務所

（『高弟列伝5 鴻田忠三郎』P40. 大正13年1月25日発行. 辻豊彦編. 三才社）

## 神道天理教会條規

第一章 名称位置 第一條 本会ヲ神道天理教会ト称シ大阪府大和國山邊郡三島村五番地ニ設置ス。

第二章 事業 第二條 本会ハ神道事務局ニ隸属シ惟神ノ大道ヲ宣揚シ本教ヲ拡張シテ信徒ヲ結集ス。

第三章 奉教主神 第三條 左ニ記シ奉ル大神ハ殊ニ遙拝崇敬スヘシ。／ 天神地祇 ／ 賢所大神 ／ 歷代皇靈

第四條 左ニ記シ奉ル十柱ヲ天理大神ト總称シテ拝敬スヘシ。（※『復元47号』P60には、「奉教主神ハ左の如シ」とある）  
国之常立大神・淤母○琉大神・国狭槌大神・月夜見大神・豊雲野大神・阿夜詞志古泥大神・意富斗能地大神・意富斗能  
辺大神・伊邪那岐大神・伊邪那美大神

第五條 奉教主神ノ時各自ノ産土大神及ヒ祖先ノ神靈ハ親シク拝礼スベシ。

—以下略— / (第四章 事務所 以降 第四十五条 まである) (『高弟列伝5. 鴻田忠三郎』P43~59. 大正13年1月25日発行. 辻豊彦編. 三才社)

# 明治19年の動き－五か条の請書を神道管長代理に提出

明治19年は、陰暦正月に教祖が櫻本分署に拘留されたこと、陽暦5月に神道管長代理に五か条の請書が提出されたことが重要です。

明治19年		
19. 2	平野檜蔵、はじめておぢばに帰る。	稿本P282
19. 2. 18	櫻本分署の警官により、教祖引致される。	稿本P283
19. 5. 29	五か条の請書を神道管長代理、古川豊彭に提出。	稿本P293
19. 8. 25	博徒外島他が「おやしき」に乱入、翌日4円を渡す。	稿本P295

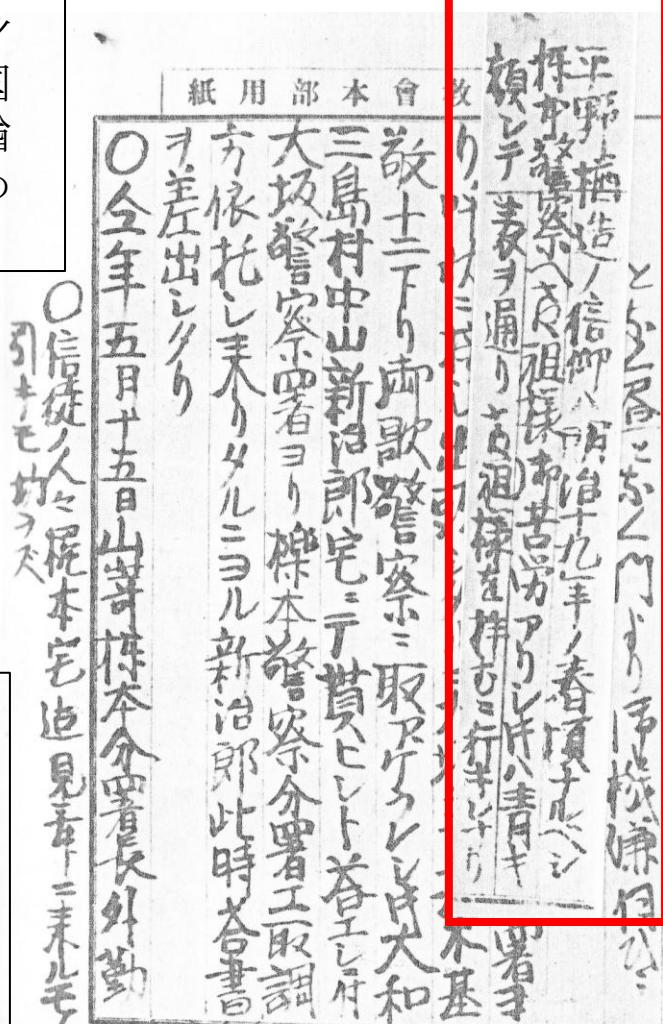
この年(※明治18年)には、河内国出身で、当時、大和郡山在住の平野檜蔵が、信仰し始めた。『稿本』 P282

## 平野檜蔵(1846—1907.M40)の入信

明治19年2月18日に教祖は櫻本分署に引致され、15日間同署に拘留されています。その2月に檜蔵はお屋敷に行き、10日間滞在したと『天理教事典』にあります。これからすると、檜蔵は2月初旬に行つたことになります。

この時期、講元が同行したとしても、一信者が教祖に直接会えたのだろうかという疑問が生じます。「ひらがな本」は貼紙で檜蔵の記事が書かれています。同氏は「ひらがな本」が書かれた明治40年に亡くなっているので、そんなこともあって、書き加えられたのかもしれません。

明治19年2月、身体の調子が良くなり、外出できるようになった檜蔵が、服部川村で賭博の最中、突然の発作で倒れた。森夫婦の頼みで教興寺村の講元・田中藤七宅で三座の「お願いづとめ」を勤めることになり、いよいよおつとめにかかるとしたとき、それまで4時間も息が絶えていた檜蔵が息を吹き返すという不思議な守護をいただいた。翌朝、早速お礼参拝に、おぢばへ帰った。その前日、教祖(おやさま)が「明日はこの屋敷にどんな者を連れて帰るやわからんで。この者を連れて帰つたことなら、これから先、いかなる働きをするやらしれん。」と仰せられていたという。檜蔵は、おぢばに10日あまり帯在して、教祖から、いろいろと話を聞かせていただき、親神の教えを心に治めた。そのとき、無い命をたすけられたご恩に対して、心からお礼を申し上げ、今後は命のあるかぎり、ご恩報じをしますと誓った。【『天理教事典第三版』 P817】



## 教祖、櫟本分署に拘留

「ひらがな本」における教祖、櫟本分署に拘留の記事は10ページにも及ぶ長いもので、『稿本』もそれをほぼ踏襲して書かれています。

年が明けると明治十九年、教祖は八十九歳になられる。

二月十八日（陰暦正月十五日）、心勇組の講中が大勢、お屋敷へ参詣に来て、十二下りを勤めさせて下され。と頼んだけれども、目下、警察より厳しく取締りあるに付き、もし十二下りを勤めるならば、忽ち、教祖にご迷惑がかゝるから。と、断った。／ 上村吉三郎はじめ、一部の者は、勇み切った勢の赴くまゝに、信徒の宿泊所になって居た、門前のとうふやこと村田長平方の二階で、てをどりを始めた。早くもこれを探知した櫟本分署から、時を移さず、数名の巡査が来て、直ちに、居合わせた人々を解散させ、つゞいて、お屋敷へやって来て、表門も裏門も閉めさせた上、お居間へ踏み込んで、戸棚から簞笥の中までも取調べた。すると、お守りにする布片に字を書いたものが出て來たので、それを証拠として教祖と眞之亮を引致し、併せて、お屋敷に居合わせた榊井、仲田の両名をも引致した。／ 警官の言うには、老母に赤衣を着せるから人が集まって來るのである。と、それで黒紋付を拵えて差入れた。教祖は、分署に居られる間、赤衣の上に黒紋付を召して居られた。／ さて、夜も更けて翌十九日午前二時頃、教祖を取調べ、十二日の拘留に処した。その様子を、この時、共に留置された眞之亮の手記によれば、

教祖様警察御越しなりし当夜二時頃、取調べを受け玉へり、神懸りありし事、身の内御守護の事、埃の事、御守りの理を御説き被成れたのである。  
尚仰せ玉へるニハ、／「御守りハ、神様がやれと仰せらるゝのであります。  
内の子供ハ何も存じません。」／と申玉へり。【『稿本』P282】

○林井仲田よりの申ことあ

くちりそと作せ玉へり  
九十九年正月十五日、吉田様八十  
九十六日、吉田様、榊井三郎、仲田儀郎  
眞之亮と櫟本善客、余分署者、拘引せ  
ト、吉田様ハ十二日、榊井仲田ハ十月  
処せト、眞之亮元ハ一夜留置せられ翌  
午前十一時、吹き歸宅、吉田久蔵へり  
光時大和心勇組の信徒三人、教宗梓しま  
り地場え土下、御勤として被下と頼め

『稿本』は明治19年5月28日の神道管長代理、古川豊彭(とよみち)がおやしきに来たことを記しています。この内容はほぼ「ひらがな本」に依っています。(註五)とあるのは、五か条の請書全文で、『稿本』が出来る最終段階で入れられました。五か条の請書全文は「カタカナ本」にあって、「ひらがな本」にはありません。教会本部にその原本が存在するかどうかは不明です。

「櫻本分署長と外勤一名とが」の記事は「ひらがな本」にあります。「ひらがな本」は原則陽暦で書かれているようですが、同書にある「五月十五日」を『稿本』は陰暦として扱い、神道管長代理来訪の後としています。別に資料があって、それに従ったためなのか不明です。

「眞之亮の手記に」あるとされる教祖の言葉は、「ひらがな本」「カタカナ本」どちらにも無いようです。これも別資料があるのかどうかわかりません。

五月二十八日（陰暦四月二十五日）には、神道管長稻葉正邦の代理、権中教正古川豊彭、随行として、権中教正内海正雄、大神教会会長、小島盛可の三名が、取調べのためお屋敷へやって來た。その日は、取次から教理を聞き、翌二十九日、教祖にお目にかかり種々と質問したが、教祖は、諄諄と教えの理を説かれた。／ あとで、古川教正が眞之亮をさし招いて、この人は、言わせるものがあつて言われるのであるから、側に居るものが、法に触れぬよう、能く注意せんければならん。と言つた。／ この時、五か条の請書を提出した。それに連名した人々は、眞之亮、飯降伊藏、辻忠作、榎井伊三郎、山本利三郎、高井直吉、鴻田忠三郎であった。(註五)／ ついで、三名の人々は、取次からかぐらづとめや面の説明を聞き、二階で十二下りのてをどりを検分した。

同じく、六月十六日（陰暦五月十五日）、櫻本分署長と外勤一名とが、人力車に乗って、突然、お屋敷へやって來て、直ちに、車夫に命じて表門を閉じさせ、教祖のお居間に踏み込んで取調べたが、この時には何も異状も無かつた。／ 眞之亮の手記に、この年、七月二十一日（陰暦六月二十日）教祖は、／ 「四方暗くなりて分りなき様になる。其のときつとめの手、曖昧なることにてはならんから、つとめの手、稽古せよ。」／ と、仰せられたと誌して居る。誠に容易ならぬ時の迫つて居る事を、豫め告げて人々の心定めを促し、その日に備えて、かんろだいのつとめの手を確かに覚えるよう急込まれた。天保九年以來お骨折りのたすけ一条の根本の道たる、かんろだいのつとめの完成を、急がれたのである。【『稿本』P293】

(註五)御請書／一 奉教主神は神道教規に依るべき事／一 創世の脱は記紀の二典に依るべき事／一 人は萬物の靈たり魚介の魂と混同すべからざる事／一 神命に托して医薬を妨ぐべからざる事／一 教職は中山新治郎の見込を以て神道管長へ具申すべき事  
但し地方廳の認可を得るの間は大神教会に属すべき事

右の條々堅く可相守旨御申渡に相成奉候萬一違背仕候節は如何様御仰付候共不苦仍て教導職世話掛連署を以て御請書如此御座候也  
中山新治郎／飯降伊藏／榎井伊三郎／山本利三郎／辻忠作／高井直吉／鴻田忠三郎  
神道管長代理／権中教正 古川豊彭 殿 【『稿本』P300】

## 「ひらがな本」に記された 櫻本分署長の来訪

○全年五月十五日山寺林本介署長外勤  
○信徒ノ人々梶本宅迄見奉十二未ルモ  
引ナセサフ大

「ひらがな本」に記された神道管長代理、古川豊彭と教祖の対面

どちらも陽暦とすれば、『稿本』の記述とは違っています。

天理本部用  
二階三え土下りの脚を振り、親しく見れた  
た。大神教會の役員等古川教正、アリ、  
ヘ脚出張ありてハ脚名譽、序、外脚上  
りを歎ひ度申されし處古川教正八人の  
行くも云ふ處へ行きて見えて人の止める  
のも聞かぬ出張たりたるのである。

天理本部用紙  
明あよせト古川教正眞之亮を招きて言  
ハルニテ此人ハ言せらむ有て言ハル乃  
てあらから側ニ居ちるのみ觸れぬトシ  
礼バチトんと申さんたゞア  
真ニタル事ハ其の如ク可トキリシ  
真ニタル事ハ其の如ク可トキリシ  
の請書を差出せり其連名ハ  
中山新治郎、飯降伊藏、辻忠作  
橋井伊三郎、山本利三郎、高井直吉  
鴻田忠三郎、ナリ  
○此件後易以復告ニ矣

○明治十九年五月廿八日(日加胡)神道管長  
從聖任子爵稻葉正邦君代理攝權中教正  
古川豊彭隨行者權中教正内海政准大  
神教會長小島盛可等の三氏取調のため  
末どう而して本教の教理を取次人より間取  
され翌廿九日教祖様ニ對面せしも教祖様

機本分署での取り調べの結果として提出  
させられた五力条の請書

明治31年頃の作とされる中山新治郎の「稿本教祖様御伝(カタカナ本)」には「御請書  
(五力条の請書)」全文が出ています。「ひらがな本」は署名した人の名前のみです。

